

素案

第3期神栖市障がい者プラン

【令和6～8年度】

第7期 障害者計画

第7期 障害福祉計画

第3期 障害児福祉計画

令和6年1月現在

神栖市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の概要.....	1
2 障がいのある人を取り巻く状況等.....	4
3 重点課題.....	12
4 基本理念.....	13
5 基本目標.....	14
6 施策体系.....	15
第2章 施策の展開（障害者計画）	16
1 人に地域にやさしい環境づくり【啓発・広報・生活環境】	16
2 地域でともに支え合う体制の整備【相談支援・生活支援】	19
3 自立した生活の支援【福祉サービス・生活支援】	21
4 個性を伸ばす育成・教育の推進【療育・保育・教育】	24
5 就労と社会参加が進む環境づくり【就労・社会参加】	27
第3章 障害（児）福祉サービス等の推進（障害福祉計画・障害児福祉計画）	29
1 障害福祉計画・障害児福祉計画の方針.....	29
2 障害（児）福祉サービス等の体系.....	30
3 成果目標・活動指標.....	31
4 障害福祉サービス.....	37
5 障害児福祉サービス.....	52
第4章 計画の推進にあたって	55
1 計画の推進における基本姿勢.....	55
2 計画推進における役割分担.....	57
3 計画推進に向けた多様な連携の推進.....	58
4 計画の進行管理体制.....	60
5 計画の普及・啓発の推進.....	62
資料編	63
1 神栖市地域自立支援協議会設置要項.....	63
2 神栖市地域自立支援協議会委員名簿.....	65
3 用語解説.....	66

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の概要

(1) 策定の背景

神栖市の障がいのある人を取り巻く状況は日々変化し、障がいのある人や介護者の高齢化、障がいの重度化や重複化などとあいまって、障がい者施策へのニーズも多種・多様化しています。

国では、障害者基本法において、市町村は当該市町村における障がいのある人の状況等を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとしています。また、障害者総合支援法においては、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）を定めることとしています。さらに平成28年5月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、「障害児福祉計画」として定めることとされました。

本市では、平成30年度から「第5期障害者計画」「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」を一体的にまとめた「神栖市障がい者プラン」を推進してきました。令和3年度からの「第6期障害者計画」「第6期障害福祉計画」「第2期障害児福祉計画」を一体的にまとめた「神栖市障がい者プラン」が令和5年度に計画終了年度を迎えることから、本計画を策定します。

障害／障がいの表記について

国の法令や制度では、障害について“障害”と漢字で表記していますが、“障害”という言葉には否定的な意味合いが含まれていると感じる人も少なくないため、市では、国の法令などに基づく制度名や固有名詞、市民からいただいたご意見などを記載通りに掲載する場合などを除き、可能な限り、「障がい」という表記を使用することとします。

“障害福祉サービス”や“障害児福祉サービス”は法に規定されたサービスの総称であるため、「障害」と漢字で表記しますが、“障がい者施策”などは本市における障がい者支援のための施策など、法に規定されたものに限らない広範な意味を有するため、「障がい」と表記します。

“発達障害”や“学習障害”については医学上の用語として使用されることもあるため、「障害」と表記します。

またアンケート調査の結果など、引用して掲載しているものについては、引用元における記載通りに表記することとします。

(2) 計画の法的位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく市の「障害者計画」として、障がい者施策推進にあたっての基本理念・基本目標・基本施策等の方向性を示すものです。

また、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」は地域支援体制を構築するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図ることを目指す計画です。障害福祉計画と障害児福祉計画は3年毎にサービス量を見込み、そのサービスを確保するための方策を定めます。

<障害者計画>

障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当するものです。

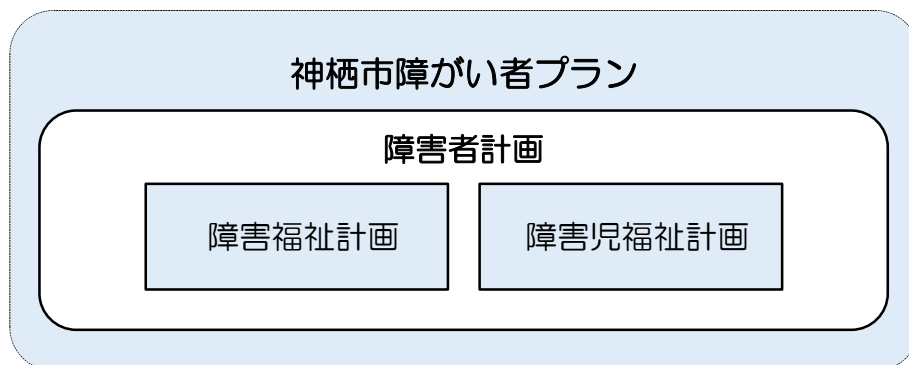
<障害福祉計画>

障害者総合支援法第88条により、策定が義務づけられている計画です。

<障害児福祉計画>

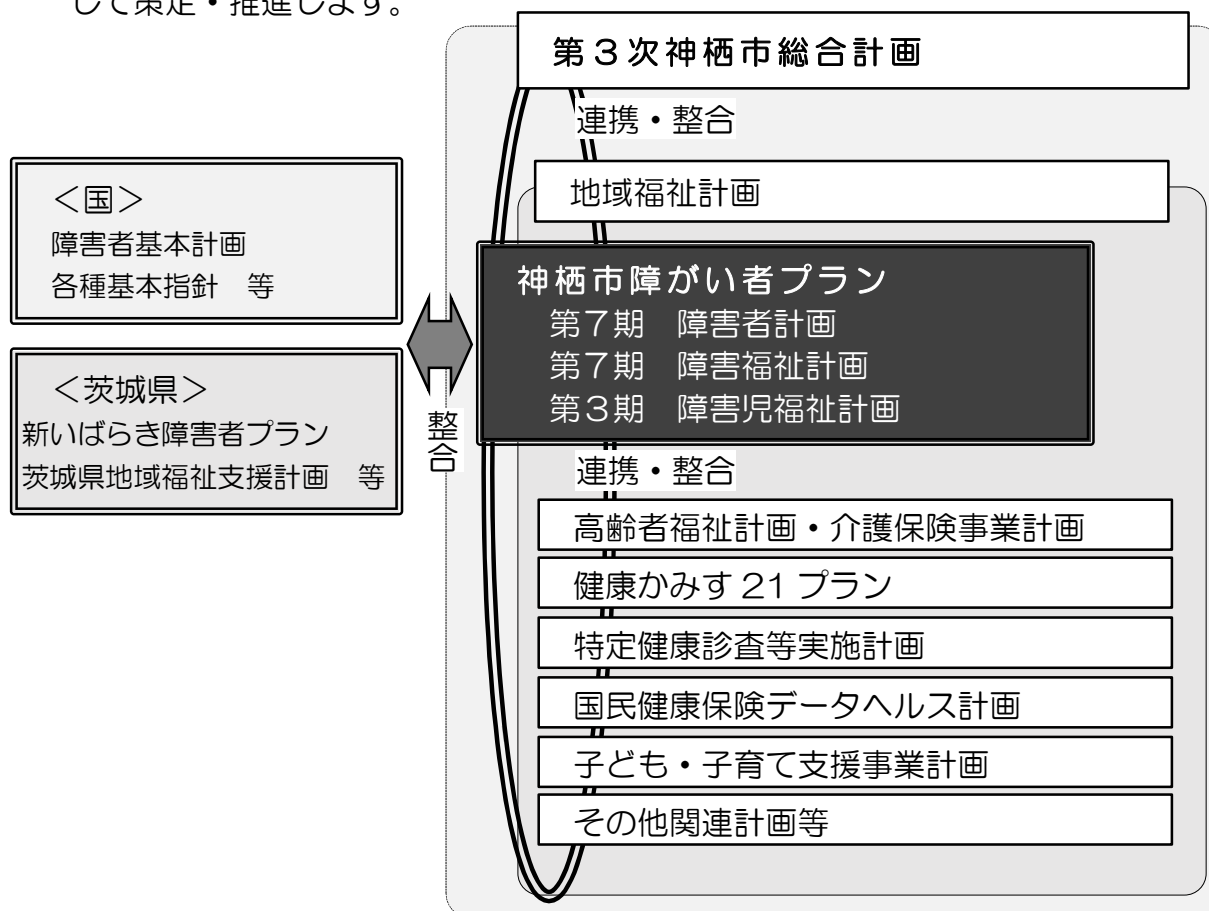
児童福祉法第33条の20に規定する「障害児福祉計画」に相当するものです。

本市においては、「障害者計画」を障がい者及び障がい児を含む、市全体の障がい者施策を推進していくための総合的な計画と位置づけ、その中で特定のサービスの推進計画として、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を内包した形で一体的に3計画を策定し、連携しながら推進します。



(3) 各種計画との関係

計画策定にあたっては、本市の総合計画における施策の方向性を踏まえるとともに、国や県の計画、国の基本指針、その他関連する諸計画と相互に連携し、整合性に留意して策定・推進します。



(4) 計画の期間

本計画は令和6年度から令和8年度までの3年間の計画となります。

毎年度、計画の進捗を把握するとともに、計画期間中に見直しが必要な場合は適宜見直しを行うこととします。

計画名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第7期 障害者計画	→		
第7期 障害福祉計画	→		
第3期 障害児福祉計画	→		

(5) 計画の対象

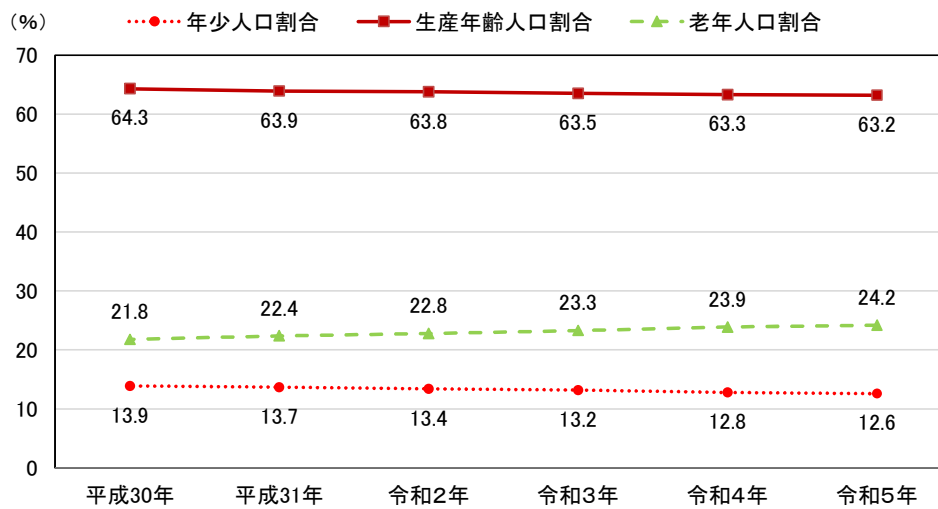
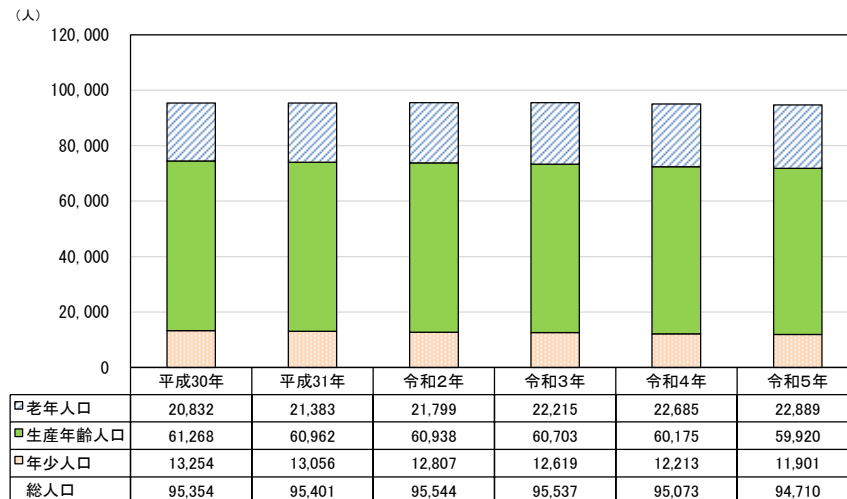
本計画は、障害者基本法の理念に基づき、保健、医療、福祉、教育等の対人サービスについては身体障がい（児）者、知的障がい（児）者・精神障がい者のほか、難病患者、発達障害、高次脳機能障害等で支援が必要な方を含めて計画の対象とします。

2 障がいのある人を取り巻く状況等

(1) 総人口の推移

総人口は、令和2年まで増加していましたが、その後減少しており、令和5年は94,710人となっています。人口構成は15～64歳の生産年齢人口の比率が年々減少しており、令和5年では63.2%となっています。65歳以上の老年人口は年々増加し、令和5年は22,889人で、構成比は24.2%となっています。

総人口の推移



資料：住民基本台帳、各年1月1日現在

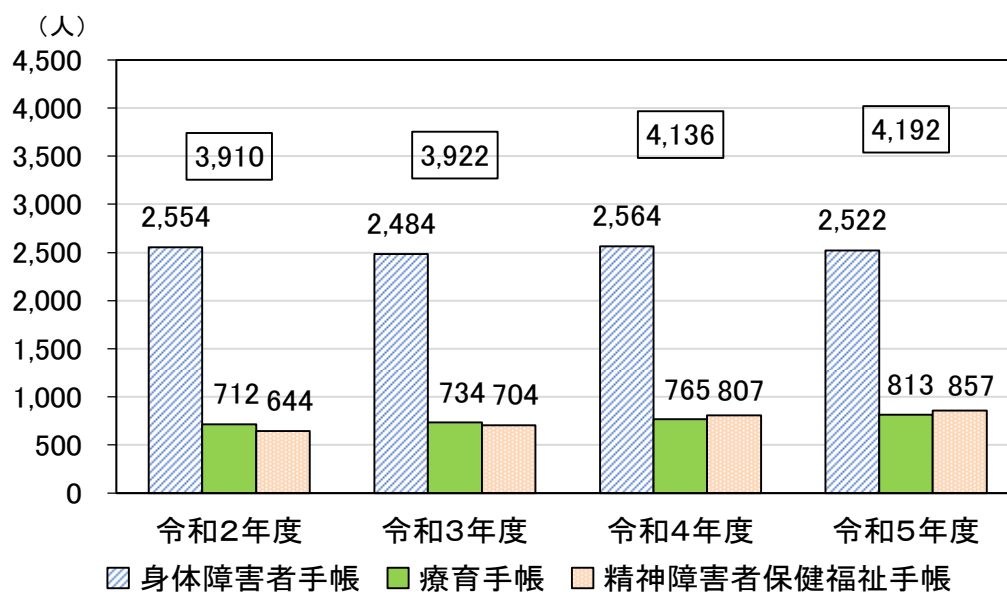
(2) 障がい者の状況

1) 障害者手帳所持状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和2年度は3,910人でしたが、令和5年度は282人増加し、4,192人となっています。

手帳の種類別では、各年度で身体障害者手帳が多くを占めており、令和5年度では身体障害者手帳が2,522人、療育手帳が813人、精神障害者保健福祉手帳が857人となっています。

各種手帳別所持者数の推移

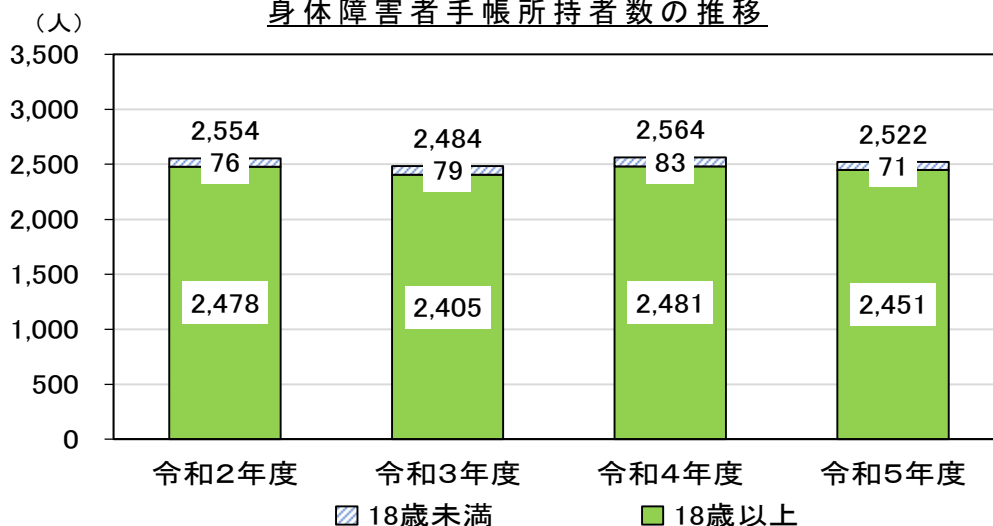


資料:障がい福祉課、各年度4月1日現在

2) 身体障がい(児)者の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和2年度から2,500人前後で推移し、令和5年度は2,522人となっています。年齢別では、大半が18歳以上となっています。

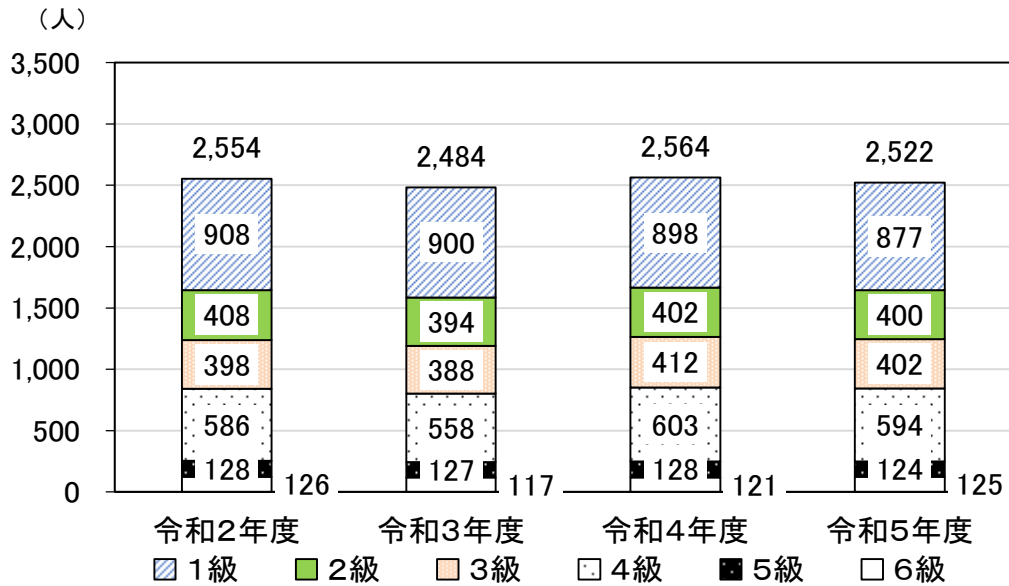
身体障害者手帳所持者数の推移



資料:障がい福祉課、各年度4月1日現在

等級別では、各年度とも1級が最も多く、次いで4級が多くなっており、令和5年度では1級が877人で全体の34.8%を占めており、4級が594人で23.6%、2級が400人、3級が402人でともに15.9%となっています。

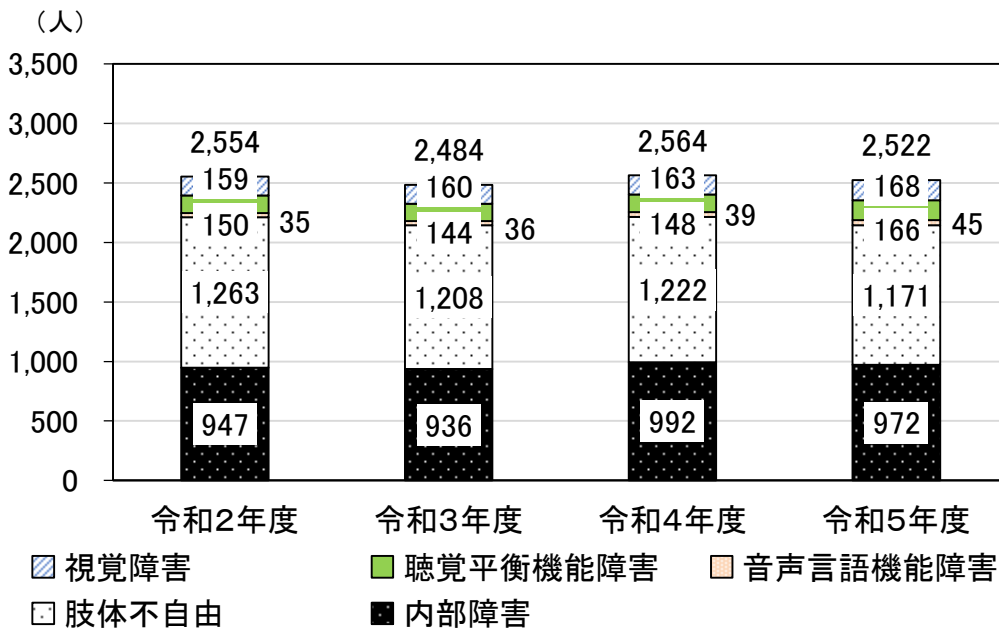
身体障害者手帳所持者の等級別推移



資料：障がい福祉課、各年度4月1日現在

障がい種別は、肢体不自由、内部障害が多く、令和5年度は肢体不自由が1,171人で全体の46.4%を占めており、「内部障害」が972人で38.5%となっています。

身体障害者手帳所持者の障がい種別推移

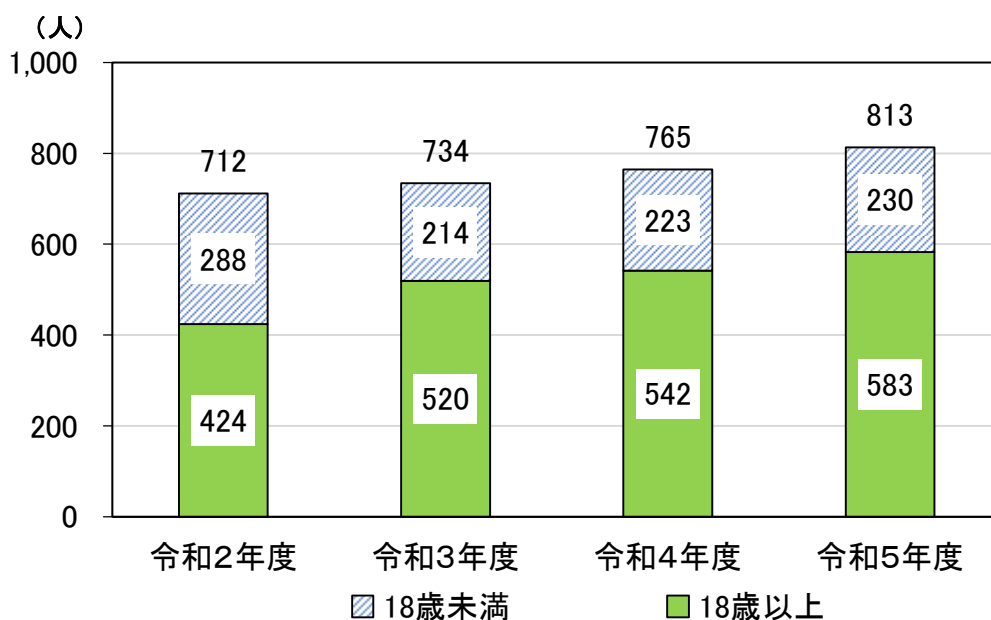


資料：障がい福祉課、各年度4月1日現在

3) 知的障がい（児）者の状況

療育手帳所持者数は、令和2年度が712人で、令和5年度は101人増加し、813人となっています。年齢別では18歳以上の割合が高くなっています。

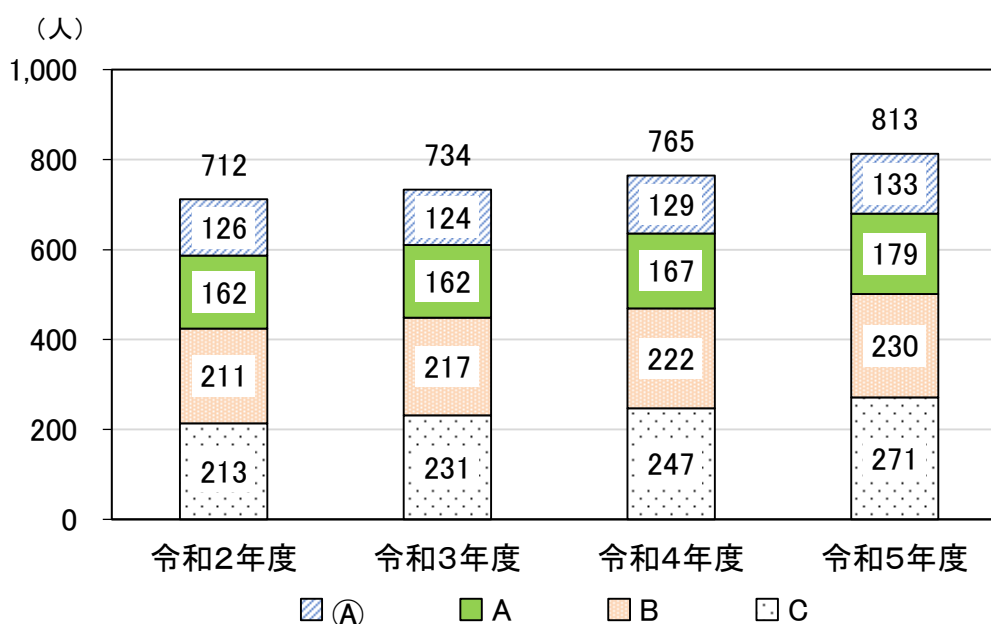
療育手帳所持者数の推移



資料：障がい福祉課、各年度4月1日現在

程度別の所持者数もそれぞれ微増しており、令和5年度では㊤が133人、Aが179人、Bが230人、Cが271人となっており、Cが全体の33.3%を占めています。

療育手帳所持者の程度別推移

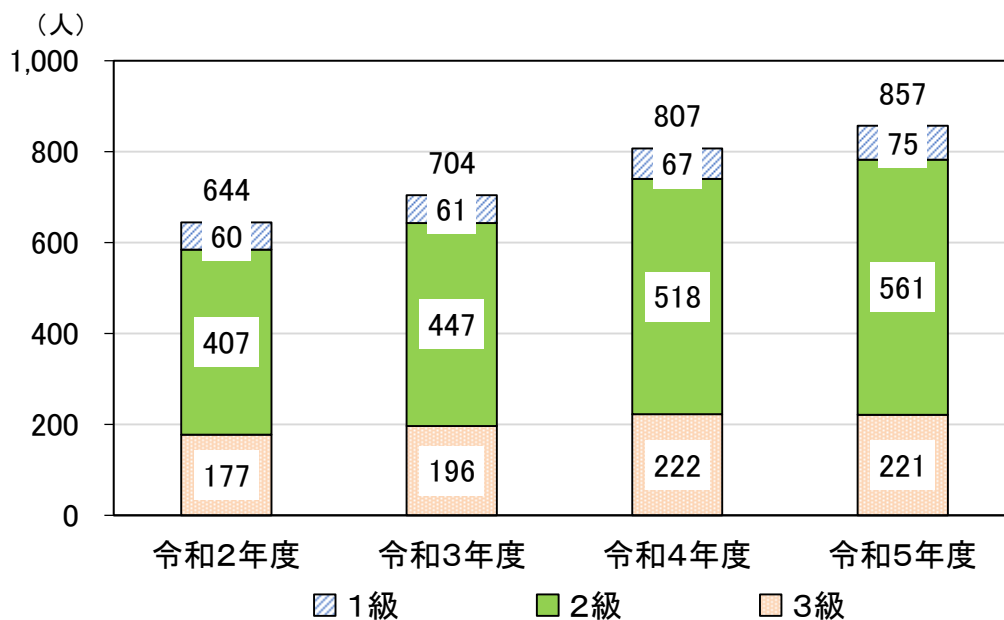


資料：障がい福祉課、各年度4月1日現在

4) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和4年度以降は800人を超え、令和5年度に857人となっています。等級別では2級が多く、令和5年度では561人と、全体の65.5%を占めています。

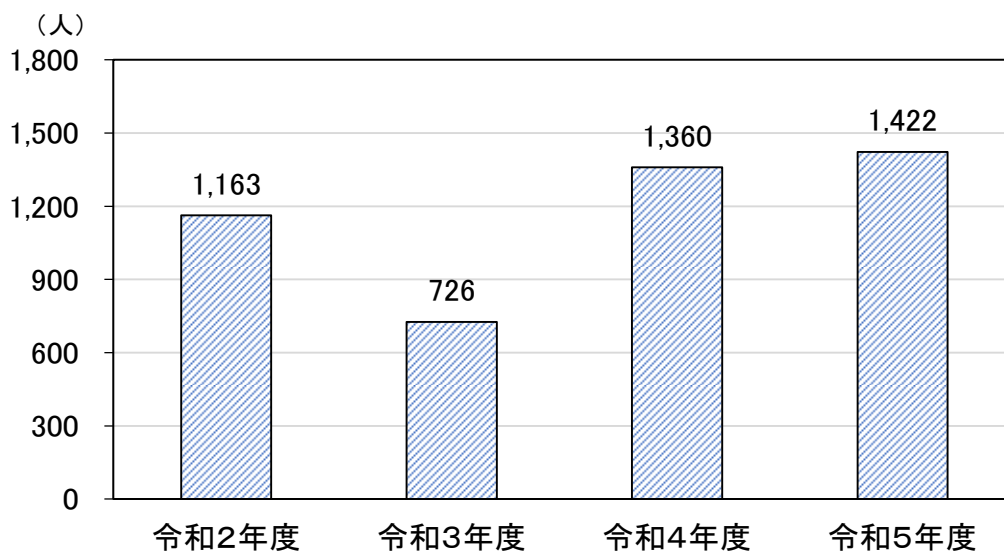
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料:障がい福祉課、各年度4月1日現在

自立支援医療受給者数は、令和5年度には1,422人となっています。

自立支援医療受給者数の推移

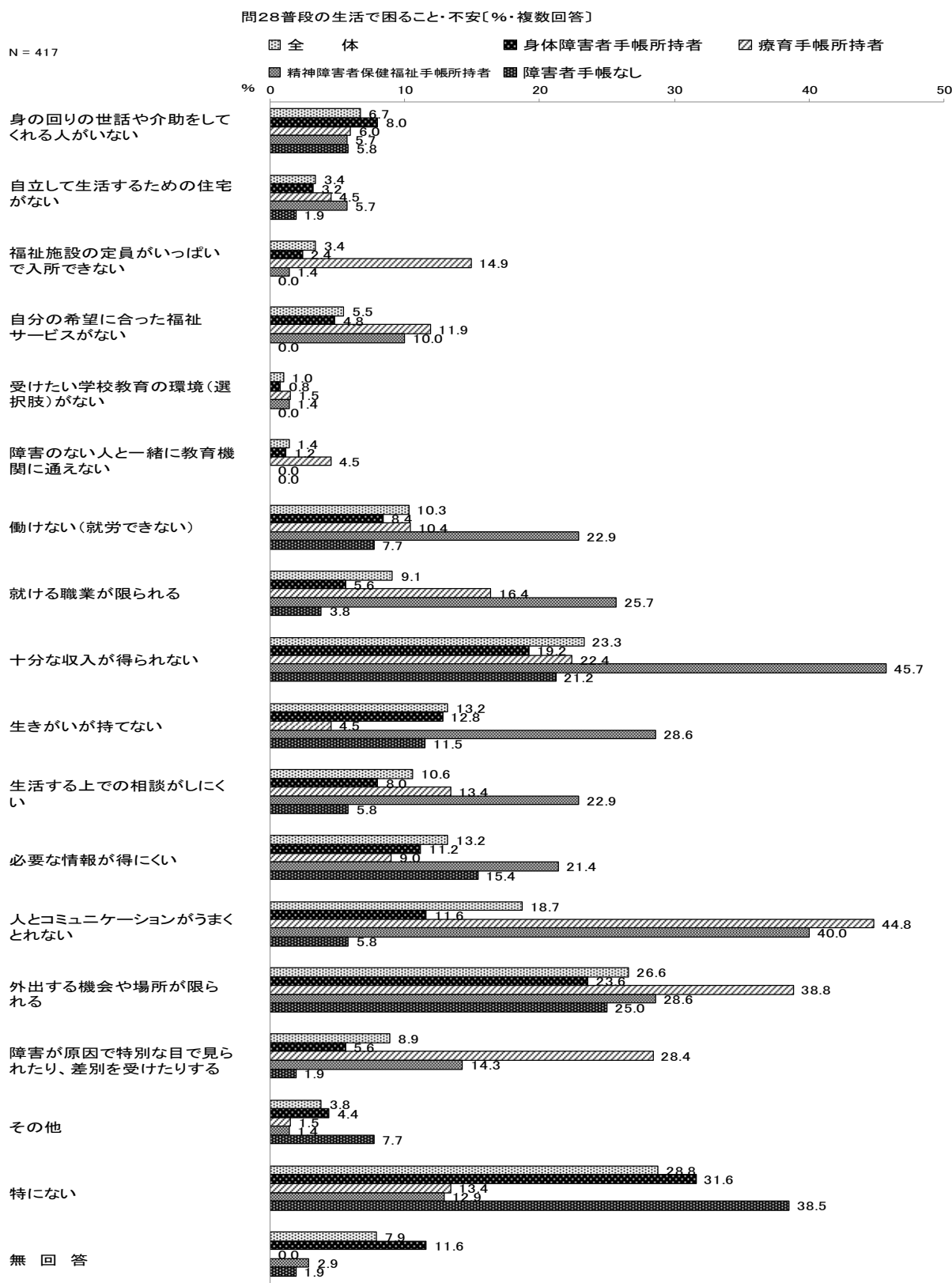


資料:障がい福祉課、各年度4月1日現在

(3) アンケート調査からみられる状況

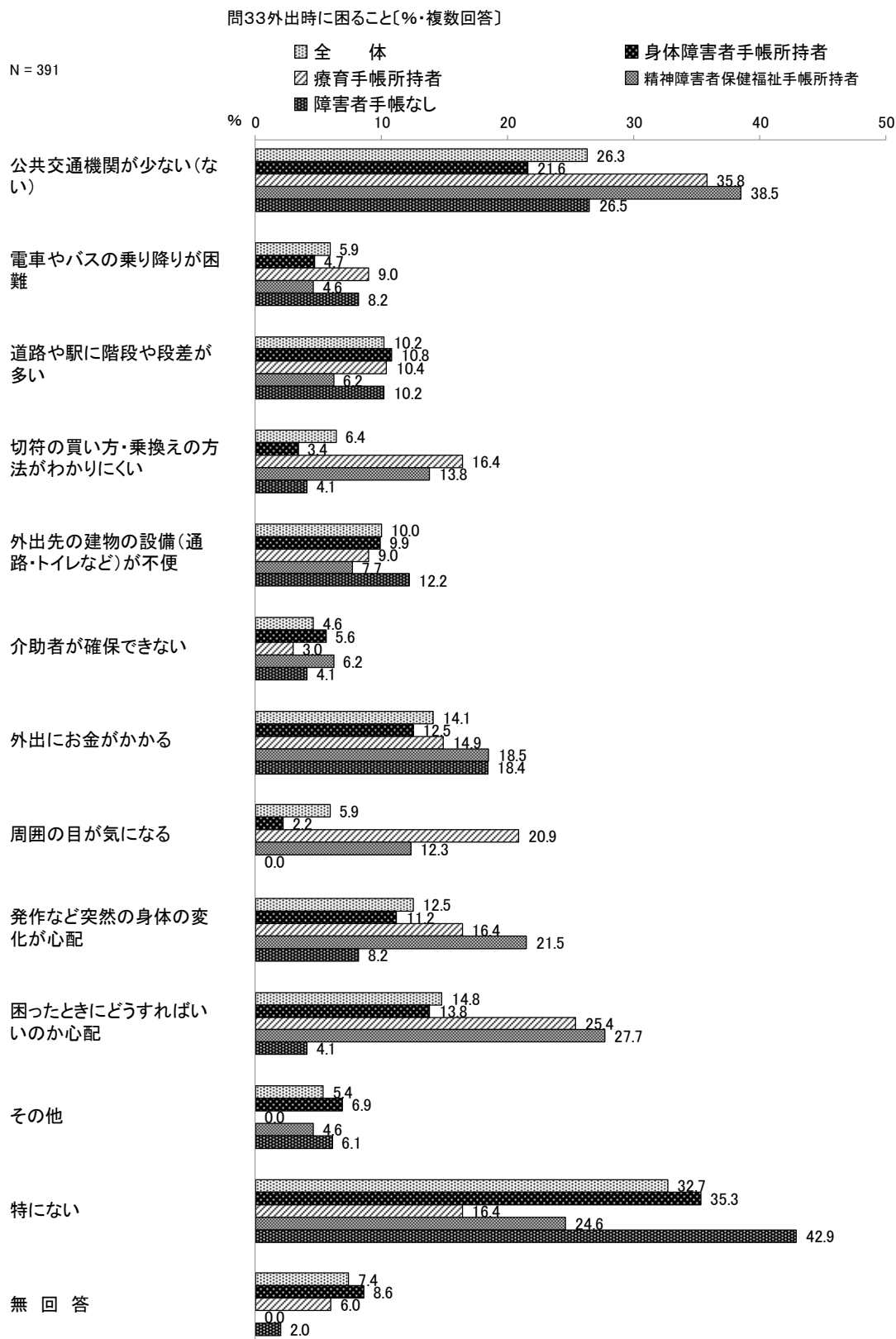
1) 普段の生活で困っていること・不安

「特になし」が28.8%（前回26.2%）ですが、困っていることでは「外出する機会や場所が限られる」が26.6%（前回27.9%）、「十分な収入が得られない」が23.3%（前回24.9%）、「人とコミュニケーションがうまくとれない」が18.7%（前回18.5%）などがあげられています。



2) 外出時に困ること

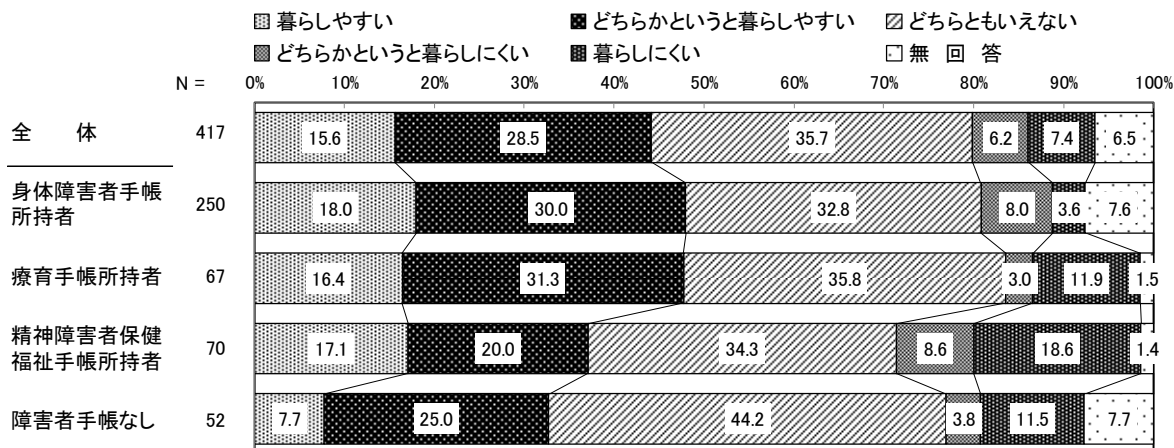
「特にない」が32.7%（前回29.2%）ですが、困ることとして「公共交通機関が少ない（ない）」が26.3%（前回27.0%）、「困ったときにどうすればいいのか心配」が14.8%（前回18.7%）、「外出にお金がかかる」が14.1%（前回14.6%）みられます。



3) 障害のある人が暮らしやすいまち・必要な取組

障害のある人にとって「暮らしやすい」と「どちらかという暮らしやすい」の合計は44.1%（前回40.4%）で、前回より若干増えています。

問58神栖市は障害者に暮らしやすいまちか[%]



今後、障害者施策の充実を図る上で、重要と思われる取組は、手帳所持者等では、「経済的な援助の充実」が35.3%（前回35.3%）、「移動手段、送迎手段の確保」が31.9%（前回31.2%）、「保健医療体制の充実」が30.5%（前回29.9%）、「入所・通所施設の整備」が30.2%（前回30.8%）とそれぞれ30%を超えています。

市民調査では「就労支援の充実や就業の場の確保」が51.4%と多く、「保健・医療体制の充実や医療費の軽減」が37.4%、「介護や訓練が受けられる施設（入所・通所）の充実」と「障がい児に対する教育・療育の充実」がともに35.5%となっています。

【手帳所持者等】

全体	在宅サービスの充実	入所・通所施設の整備	保健医療体制の充実	住まいの確保	移動手段、送迎手段の確保	バリアフリー	療育・教育の質の向上	一般企業以外での就労の場	能力に応じた職業訓練の充実	地域活動や余暇活動への参加促進の仕組みづくり	相談体制の充実	経済的な援助の充実	障害に対する理解を深める活動の充実	ボランティアの育成	財産管理の援助、成年後見制度等の充実	障害者の安心の確保	その他	特になし	無回答
417	121	126	127	97	133	83	56	60	50	57	104	147	64	58	51	111	7	43	46
100.0	29.0	30.2	30.5	23.3	31.9	19.9	13.4	14.4	12.0	13.7	24.9	35.3	15.3	13.9	12.2	26.6	1.7	10.3	11.0

【市民調査】

全体	保健・医療体制の充実や医療費の軽減	就労支援の充実や就業の場の確保	在宅福祉サービスの充実	介護や訓練が受けられる施設の充実	年金や手当などの生活保障の充実	地域で共同生活できる場の整備	福祉・保健・医療の相談支援体制の充実	障がい者に配慮した福祉情報サービスの充実	障がい児に対する教育・療育の充実	移動や施設利用などに配慮したバリアフリーの推進	レクリエーション・文化活動を通じた社会参加の支援	障がい者の権利を守るための施策・支援の充実	障がい者に対する虐待防止施策・支援の充実	防犯・防災対策の充実	その他	特になし	無回答
107	40	55	32	38	27	21	15	11	38	23	5	17	20	11	4	4	4
100.0	37.4	51.4	29.9	35.5	25.2	19.6	14.0	10.3	35.5	21.5	4.7	15.9	18.7	10.3	3.7	3.7	3.7

3 重点課題

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画にわたり、重点的に取り組むべき課題を整理し、本計画期間に各種施策を推進して取り組んでいきます。

重点課題1 相談支援体制の強化

障害福祉サービス・障害児福祉サービスの利用者・利用量は増加しており、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所をはじめサービス事業所では、相談支援専門員や居宅介護支援員等の不足する状況が見受けられます。障がいのある人の高齢化、家族の高齢化が進み、抱える課題も多様化しており、相談支援やサービス利用の円滑化がさらに重要となっており、支援が必要な人のライフステージにおいて切れ目のない支援、連携の取れた支援が受けられ、身近な所で相談できる体制が求められています。

また、障害福祉サービス等を提供する事業所との連絡・調整を図るとともに、業務の効率化に向けた支援等も必要です。

重点課題2 社会参加促進のための支援施策の推進

障がいのある人の日常生活を支え、社会参加を促進していくために、円滑にコミュニケーションや意思疎通が図れるように情報のバリアフリー化を様々な場面で進めていく必要があります。

重点課題3 障がい児の支援体制の充実

障がい児の支援体制は障害児福祉サービスの利用をはじめ、医療的ケア児の支援、子どもの成長に寄り添った切れ目のない支援体制を充実していくことが課題です。

重点課題4 障がいのある人の就労促進

就労系のサービス利用者は増加していますが、一般就労につながるケースは少なく、就労しても賃金が少ないという声もみられます。地域での就労の場の拡充に取り組むとともに、働いている人が継続して就労できるように働きやすい環境づくりが必要です。

重点課題5 障がいのある人の防災対策の推進

避難訓練に障がいのある人が参加するなど、これまでも災害時の対策について共に検討し取り組んできたことから、平素からの見守り活動や支え合い活動に広げていけるように推進していくことが必要です。

4 基本理念

国の「障害者基本計画（第5次）」では、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが掲げられており、障がい者を社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるように支援することと、障がい者の社会参加を制約している社会的な障壁を取り除くことを障がい者施策の基本方向としています。

本市の「第3次神栖市総合計画」では、「健康でひとにやさしいまちを目指す」という福祉施策の目標の下、“障がい者の自立した生活や社会参加を支える取組の充実が進んでいます。”を将来の姿として目指し、障害福祉を含めた各種の福祉施策の展開を図っています。

障害福祉においては、以下の2つの方向性を示しています。

■「第3次神栖市総合計画」における障害福祉の方向性

（1）地域でともに支え合う体制の整備

- ①障がいに対する正しい知識の普及
- ②相談、情報提供の充実
- ③保健、医療との連携強化
- ④地域での受け入れ体制の整備

（2）自立した生活の支援

- ①在宅生活の支援
- ②施設サービスの充実
- ③社会参加の促進

「地域で支え合いながら自立して暮らせる人にやさしい共生社会の実現」を基本理念とし、各種施策を推進します。この基本理念は、本市の福祉施策の基本目標を踏まえたものであり、また、国の基本指針にある地域共生社会の実現と、障がい者の社会参加を制約している社会的な障壁を取り除くことにも通ずる内容となっています。

<基本理念>

地域で支え合いながら自立して暮らせる
人にやさしい共生社会の実現

5 基本目標

障がい者が自らの能力を発揮して社会参加が進むように、障がい者を取り巻くあらゆる場面において差別撤廃と合理的配慮を基本に、自立と社会参加を促進し、それを制約する様々な障壁を取り除いていくように努めます。

基本目標1 人に地域にやさしい環境づくり 【啓発・広報・生活環境】

誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送れるよう、「ノーマライゼーション」を基本に、差別解消と合理的配慮など障がいと障がい者への正しい理解を深めるための啓発、福祉活動への参加を推進・促進します。あわせて、市民が互いに支え合う意識を高め、地域活動やボランティア活動へ参画が進むよう、ボランティア及びボランティア団体の育成や活動を支援します。

障がいのある人をはじめ誰もが安心して快適な生活を送れるよう、人にやさしい地域づくりを進めます。障がいの特性に配慮し、ユニバーサルデザインの視点から生活環境の向上に努め、地域の安全・安心活動を推進します。

基本目標2 地域でともに支え合う体制の整備 【相談支援・生活支援】

障がいのある人本人の意思を尊重して適切な助言や支援を行うことができるように、また必要な情報が取得できるように、相談支援と情報提供、コミュニケーション支援などの支援体制の充実を図ります。

基本目標3 自立した生活の支援 【福祉サービス・生活支援】

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、生活支援サービス・事業を推進します。このため、障害福祉サービス事業所などの育成、人材確保などサービス提供体制の確保を図ります。

基本目標4 個性を伸ばす育成・教育の推進 【療育・保育・教育】

障がいのある子どもが地域の中で共に育ち、暮らせるように、成長段階に寄り添い支援する体制づくりに向け、障がいの特徴や状況、成長段階に応じた相談体制、療育・保育・教育体制の充実を図ります。

基本目標5 就労と社会参加が進む環境づくり 【就労・社会参加】

障がいのある人が意欲と能力を発揮でき、地域で働ける場・機会を増やすため、多様な主体が連携を図りながら、一般雇用、福祉的就労も含めて就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。

障がいの種別を超えた様々な人との交流、学習活動、地域活動への障がいのある人の参加を促進するとともに、参加を支援する取組を推進します。

6 施策体系

基本
理念

基本目標

施策の方向

地域で支え合いながら自立して暮らせる
人にやさしい共生社会の実現

基本目標1
人に地域にやさしい環境づくり
【啓発・広報・生活環境】

- (1) 啓発、広報活動の推進
- (2) 権利擁護支援の推進
- (3) 生活環境の整備
- (4) 防犯・防災体制の整備

基本目標2
地域でともに支え合う体制の整備
【相談支援・生活支援】

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 情報提供と意思疎通支援の充実
- (3) 経済的自立の支援

基本目標3
自立した生活の支援
【福祉サービス・生活支援】

- (1) 障害福祉サービスの推進
- (2) 地域生活支援の推進
- (3) 心身の健康づくり支援の推進

基本目標4
個性を伸ばす育成・教育の推進
【療育・保育・教育】

- (1) 療育・保育体制の充実
- (2) 教育の推進

基本目標5
就労と社会参加が進む環境づくり
【就労・社会参加】

- (1) 就労支援の推進
- (2) スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進
- (3) 外出支援の推進

第2章 施策の展開（障害者計画）

1 人に地域にやさしい環境づくり【啓発・広報・生活環境】

【現状と課題】

障がいのある人の高齢化や重度化、多様化が進んでおり、そのような中で、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らす共生社会の実現のためには、障がいや障がいのある人への理解や、そのための広報が必要となります。

また、障がいのある人の高齢化や複雑化により、成年後見制度など権利擁護の重要性が増しており、制度について周知していく必要があります。

【施策の方向】

- 誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送れるよう、「ノーマライゼーション」と合理的配慮の考え方の理解を深めるための啓発や福祉活動への参加を推進・促進し、“地域共生社会”の実現を進めます。
- 「障がい」の種類や範囲が多様となっている状況から、「障がい」についての正しい知識を広め、障がいのある人への理解をさらに深めていくため、福祉教育や様々な機会を通じての広報・啓発活動の推進に努めます。
- 障がいのある人の権利が守られるよう、権利擁護のための取組を推進していきます。
- 障がいのある人をはじめすべての市民が安心して快適な生活を送れるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ち、住環境、移動手段、公共施設などについて「すべての人にやさしいまちづくり」を進めます。
- 障がいのある人が安心して生活できるように、地域の防犯・防災など安全・安心のまちづくりを進めます。

（1）啓発、広報活動の推進

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①障がいのある人や障がいに関する市民への啓発の推進	『広報かみす』・市ホームページ等の広報媒体を活用し、障がいのある人や障がいへの認識・理解の促進・拡大を図ります。障がい者支援施策等の大事な情報は広報紙やホームページを通して適宜情報発信します。ホームページは障がい者を含むすべての利用者が支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮して運用します。	障がい福祉課 広報戦略課
②福祉体験学習の推進	子どもたちの障がいのある人への理解を深めるため、福祉体験学習を推進していきます。	教育指導課 社会福祉協議会

(2) 権利擁護支援の推進

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①「成年後見制度」の利用支援	<p>成年後見制度について、年に1度の研修会の実施や普及啓発のためのパンフレットにより周知・啓発を行います。</p> <p>成年後見制度は、認知症、知的障害その他精神上の障がいがある人を法的に支える手段ですが、手続きが複雑であるため十分に利用されていない状況がみられます。知的・精神障害などで成年後見制度の利用などの権利擁護支援が必要な人が、より制度につながるよう、制度の理解を深める取り組みを継続します。成年後見制度の申立の支援、申立費用や成年後見人等の報酬について、助成を行うほか、制度の周知を図るため、パンフレットの配布や研修会の開催に努めます。</p> <p>また、成年後見制度利用促進を図るため、神栖市成年後見制度利用促進計画を策定しました。</p> <p>福祉後見サポートセンターかみす（平成28年度から）では、制度の対象者の中でも、資力がなく他に適切な後見人等が得られない方を主な対象として、社会福祉協議会が成年後見人等を受任する法人後見受任事業を実施しています。センターでは、権利擁護に関する支援機能として、法人後見受任事業と日常生活自立支援事業を一体的に運営するとともに制度の利用相談、講演会や広報などの普及啓発を実施します。</p>	<p>長寿介護課 障がい福祉課</p> <p>社会福祉協議会</p>

(3) 生活環境の整備

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①施設のバリアフリー化の促進	病院や店舗等の障がいがある人の利用が多い施設や、民間事業者による新たな施設整備について、法・条例・要綱への適合を図るよう要請・指導しており、今後とも継続して適合を図るように指導します。	開発審査課

(4) 防犯・防災体制の整備

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①防災対策の充実	「神栖市地域防災計画」を踏まえ「避難行動要支援者（障がい者のみ世帯や高齢者のみ世帯のうち、障害等級の重い方や要介護度の高い方等）」への支援体制の確保に向け、障がいの特性にも配慮した安全な避難誘導體制や避難所・福祉避難所の確保等に努めます。避難行動要支援者名簿を作成しており、定期的に新規該当者に同意書を送付し、台帳の登録や更新を行います。要配慮者に対する「警戒レベル」と避難発令の周知を図るとともに、避難発令時の福祉避難所の積極的な活用を促進します。要配慮者の多様なニーズに対応し、福祉避難所の確保と災害用備蓄品及び感染症対策備蓄品の配備に努めます。	防災安全課 長寿介護課 障がい福祉課 社会福祉課
②地域で安心・安全に生活できるためのネットワークづくり	市が中心となって、自治会、民生委員、市社会福祉協議会、消防本部、消防団、警察署、自警団、防犯連絡員、自主防災組織、防災士等の関係機関と連携し、積極的なネットワークづくりに取り組みます。自主防災組織及び防災士に対する「警戒レベル」と避難発令の周知を図ります。ひとり暮らし高齢者等の相談により、サービスをつなぐ必要性のある方などに対しては、民生委員や地域包括支援センター等と情報の共有、連携を図ります。	防災安全課 障がい福祉課 長寿介護課
③緊急時の支援体制の充実	疾病等により 119 番通報が困難なひとり暮らしの重度障がい者や高齢者等で近隣に協力者がいる方を対象に、住居に緊急通報装置を貸与し、急病等の理由で援助を必要とする場合に、簡単な操作で通報し速やかな援助を行っています。	長寿介護課

2 地域でともに支え合う体制の整備【相談支援・生活支援】

【現状と課題】

障がいのある人やその家族等が、抱えている問題を相談することや、個々に応じたサービスを利用できることが重要になります。しかし、障がいの重度化や複雑化に伴って相談内容が複雑化していくことも考えられ、複合的な課題へ対応できるよう相談支援体制を一層充実させることが課題になります。

【施策の方向】

- 障がいのある人の意志をくみ取り、本人の意思を尊重して適切な助言や支援を行うことができるように、高い専門性を持った相談員による相談支援の体制の充実を図ります。
- 障がいのある人もない人も幅広く障がい福祉について知ってもらい、互いに理解し、支え合うことができるように情報提供の充実を図るとともに、意思疎通・コミュニケーション支援体制の充実にも取り組んでいきます。
- 障がいのある人の経済的な自立を支援するため、各種助成制度や給付制度の利用促進、制度の周知を図ります。

(1) 相談支援体制の充実

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①基幹相談支援センターの確保・相談支援体制の充実	障がいのある人やその家族からの保健・医療・福祉・就労等の多分野にわたる相談に的確に対応できるよう、窓口対応の充実や庁内関係課との連携を図ります。 相談内容が多様となっており、相談対応する専門スタッフの確保等の体制整備と、関係部署及び関係機関との連携を強化します。	障がい福祉課
②障害者相談支援事業の充実	障がい者・家族への必要な情報の提供と支援・助言等を行うため、障害者相談支援事業を神栖市社会福祉協議会へ委託し実施します。 福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリングに関すること、権利の擁護のための援助、専門機関の紹介等の相談を実施します。	障がい福祉課 社会福祉協議会

(2) 情報提供と意思疎通支援の充実

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①障がい福祉に関する情報提供の充実	各種障がい者支援制度やサービスの内容・利用方法、あるいは関係機関・施設の案内等についてわかりやすく紹介できるよう、冊子の作成や、『広報かみす』・市ホームページ等を活用して、情報提供に努めます。 ホームページは障がい者を含むすべての利用者が支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮して運用します。	広報戦略課 障がい福祉課
②手話通訳者や要約筆記者の派遣	聴覚障害や音声・言語障害のある方の意思疎通（コミュニケーション）を支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。（茨城県聴覚障害者協会やすらぎに委託）	障がい福祉課
③中途失明者・失聴者への支援	中途失明者を対象とした点字・点字タイプライターの提供や歩行訓練、及び中途失聴者を対象とした手話・読話技術の取得のための講習を開催します。	障がい福祉課
④刊行物の点字・音声化の推進	文字による情報入手が困難な方に配慮し、刊行物を点字化・音声化して提供できるように手法を検討します。	障がい福祉課

(3) 経済的自立の支援

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①「特別障害者手当」の支給	在宅の最重度障がい者で日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に手当を支給します。高齢者で対象となる方が想定されることから、広報などにより一層の周知を図ります。	障がい福祉課
②「障害児福祉手当」の支給	在宅の重度障がい児で日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に、手当を支給します。	障がい福祉課
③「特別児童扶養手当」の支給	20歳未満の障がいのある子どもを養育している保護者に手当を支給します。	障がい福祉課
④「神栖市中心身障害者（児）福祉手当」の支給	市内に1年以上お住まいの重度障がい者（施設入所者は除く）に福祉手当を継続して支給します。（月額3,000円）支給者の状況把握などに努めます。	障がい福祉課
⑤「神栖市中心身障害児童養育費」の支給	特別支援学校等で義務教育を受けている子どもがいる家庭に養育費を支給します。（年額20,000円）	障がい福祉課
⑥「難病患者福祉手当」の支給	市内に1年以上お住まいの難病患者に福祉手当を支給します。（月額3,000円）支給者の状況把握などに努めます。	障がい福祉課

3 自立した生活の支援【福祉サービス・生活支援】

【現状と課題】

障がいの重度化や複雑化、また、本人や介助者の高齢化などにより、必要な障がい（児）福祉サービスも多様化しています。障がいのある人が地域で生活するためには、より一層の障がい（児）福祉サービスの充実が求められます。

また、障がいのある人が地域で生活していくためには、本人が健康でいる必要があり、そのためには、障がいや病気の状況に応じた支援や、心の健康づくりも必要になります。

【施策の方向】

- ケアマネジメントを重視した包括的な相談支援の確保と、障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、障害福祉サービス等の提供体制の整備とともに、サービスの量的・質的な充実に努め、豊かな地域生活の実現に向けた体制の整備を図ります。
- 障がいのある人の地域生活を支援するため、コミュニケーションの支援や日常生活用具の給付等に対応した「地域生活支援事業」を推進します。
- 障がい等で支援が必要な人に専門職による機能訓練、緊急入所支援などを市の事業として継続して実施します。
- 精神障害のある人等は保健・医療・福祉等と地域住民の理解と地域移行の支援体制が重要であることから、医療機関等と連携を図り相談体制の充実を図ります。
- 各種健康診査と健診後の保健指導・相談などのフォローにより、障がいの早期発見・早期治療に努めるとともに、障がいの特徴を踏まえた個別のニーズに対応した支援体制の充実を図ります。

(1) 障害福祉サービスの推進

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
① 居宅介護サービスの充実	障害者総合支援法に基づく居宅介護サービスを提供し、日常生活を支援します。	障がい福祉課
② 「日中活動系サービス」の充実	障害者総合支援法に基づく生活介護や自立訓練等のサービスを提供し、日常生活上の自立の促進を図ります。 福祉作業所において、生活介護・就労継続支援B型の事業を実施し、作業を通じて自立の促進を図ります。	障がい福祉課
③ 「居住系サービス」の充実	「共同生活援助」、「施設入所支援」について、広域的な調整を図りながら、サービスの提供に努めます。 障害者総合支援法に基づく居住系サービスを提供し、住まいの確保を図ります。	障がい福祉課

事業名	事業内容	所管課／関係課
④身体障害者（児）機能訓練の実施	作業療法士、理学療法士、言語聴覚士により、児童・障がい者を対象とした機能訓練や児童を対象とした言語訓練を実施します。	障がい福祉課
⑤「障害児（者）緊急短期入所空床確保事業」の実施	緊急短期入所は市内の社会福祉法人2か所を確保しており、適切な利用を促進します。	障がい福祉課

（２）地域生活支援の推進

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①日常生活自立支援事業	認知症や知的障害、精神障害により、日常生活上の判断に不安がある方を対象に利用者本人との利用契約により、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービスを行います。福祉後見サポートセンターかみすで実施している法人後見事業と一元的に取り組み、権利擁護の課題に対応します。 本事業の支援が必要な人が制度につながるよう、今後も引き続き制度の理解者を増やす取り組みとして、相談支援機関への広報・啓発の充実を図ります。	社会福祉協議会
②外出支援サービスの提供	障害福祉サービスによる同行援護・行動援護、地域生活支援事業による移動支援を実施します。	障がい福祉課
③外出促進のための各種助成等の実施	障がいのある人の外出を支援するため、重度身体障害者に福祉タクシー事業、自動車運転免許証取得や自動車改造に要する費用の一部を助成します。 福祉タクシーについては福祉サービス事業所や災害時には避難所を目的地に追加して実施しており、今後も利用状況等を把握しながら、利便性の向上を図ります。	障がい福祉課
④「ボランティアセンター」活動の推進	ボランティアセンターを中心に、活動団体の紹介や相談にコーディネーターが応じています。今後も活動をしたい人としてほしい人をつなぐ調整や必要な情報提供を行っていきます。 各種講座の開催を通じて新たな人材の開拓も行います。より多くの市民がアクセスしやすくなるよう、活動拠点となるボランティアセンター交流サロンの環境整備、充実を図ります。	社会福祉協議会
⑤「市民活動支援センター」活動の推進	市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、「市民活動支援センター」で市民活動団体の情報を収集・発信し、活動を支援します。	市民協働課

(3) 心身の健康づくり支援の推進

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①「こころの健康づくり」対策の充実	<p>精神保健に関する情報提供等を充実させ、こころの健康づくりについて普及に努めるとともに、精神疾患や精神障害のある方への市民の関心と理解を深めていきます。</p> <p>障がい福祉課に精神保健福祉士を配置し、精神保健に課題を抱える方等への相談支援を実施します。</p> <p>「こころを元気にする講演会」の開催や、パソコンやスマートフォンでこころの健康状態（ストレスチェック）を把握する「こころの体温計」を導入し、利用を促進します。</p> <p>ストレスによる不眠や気分の落ち込み、精神科病院等への受診不安などの、精神的な不調を抱える本人や家族の悩みについて、精神保健福祉士が対応する「こころの相談室」を実施します。</p>	<p>障がい福祉課 健康増進課</p> <p>社会福祉協議会</p>
②精神科医療機関との連携	<p>精神疾患の緊急時の対応ができるよう、日頃より医療機関との連携に努めており、今後も連携強化を図ります。</p> <p>症状の悪化された方が適正な医療を受けられるよう、これからも医療機関との連携を強めて対応していきます。</p>	障がい福祉課 健康増進課
③健康意識づくりの推進	これからも障がいのある人が参加しやすい環境を整え、健康意識の向上に努めていきます。	障がい福祉課
④地域リハビリテーション体制の充実	地域の関係機関、医療機関等との連携を深め、地域リハビリテーション体制の充実に努めます。	障がい福祉課
⑤「自立支援医療」の円滑な運営	障がいの軽減や回復、治療等に要した費用の一部を公費負担する「自立支援医療」の円滑な実施に努めます。今後とも医療機関などの協力を得ながら広報を続け、継続した治療を続けられる体制を提供します。	障がい福祉課

4 個性を伸ばす育成・教育の推進【療育・保育・教育】

【現状と課題】

障がいのある子どもが地域で学び、暮らしていくことは、その後の成長や暮らしへの重要な役割になります。そのためには、障がいの理解だけでなく、個々の障がいの特性に応じた療育・保育・教育の体制整備や、幼少期からの切れ目なくサービスを利用できることが必要になります。

【施策の方向】

- 障がいのある子どもが地域の中で学び・生活していける地域を目指し、インクルーシブ教育や特別支援教育など障がいの特徴や状況に応じた療育・保育体制の整備を推進します。
- 発達において支援が必要な子どもを早期に発見し、本人と保護者に寄り添い、療育相談やサービス利用など障がいのある子ども本人やその家族のために子どもの成長段階にあった支援の質を高められるように、相談支援・児童発達支援事業の実施の体制を確保します。
- 障がいのある子どもやその家族、学校のための相談・支援体制の充実を図り、個々の状況と成長段階に応じた教育環境づくりに努め、福祉、教育等の関係機関が連携しニーズに応じた支援を推進します。

(1) 療育・保育体制の充実

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①乳幼児健康診査・相談等の充実	乳幼児健診等を通じて、子どもの発達を巡る課題の早期発見に努め、状況に応じて医療機関や療育機関につなぐことを目指します。 乳幼児の健全育成を目指し、乳幼児の育児相談を通して、保護者や家族への育児支援、医療機関や療育機関と連携に努めます。	健康増進課
②就学児童への健康診断の充実	身体的疾病や発達障害等の早期発見・治療を進めるため、市内の学校・保育所・幼稚園・こども園での健康診査の充実を努めます。	子育て支援課 学務課

事業名	事業内容	所管課／関係課
③発達相談支援体制の充実	<p>身体的疾病や発達障害等の早期発見・治療・支援を進めるため、巡回相談等の活用を図ります。</p> <p>関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の相談・支援を行うことに努めます。</p> <p>令和2年度より、健康増進課にて就学前の幼児で、発達面や関わり方に関して不安がある保護者を対象に、公認心理師による発達相談事業を新規に開始しました。保護者の不安軽減を図るとともに、状況に応じて医療機関や療育機関につなぐことを目指します。</p>	子育て支援課 健康増進課 教育指導課 障がい福祉課 学務課
④障害児保育の充実	<p>障がいのある子どもの保育ニーズに対応できるよう、障がい児教育保育体制については、適正な職員配置を行い、保育環境の整備を図るため、障害児保育費助成事業を継続して実施します。</p>	子育て支援課 学務課
⑤障害児等療育支援の充実	<p>障がい福祉課で計画相談支援事業所を開設し、療育が必要な保護者などに対して、関係機関と連携をしながら、相談支援を行います。</p> <p>相談内容に応じて、健康増進課と障がい福祉課が連携し、発達支援事業所等の案内を行い、療育支援を行います。</p>	健康増進課 障がい福祉課
⑥発達障害児療育者研修の開催	<p>幼児期の集団生活の場に関わる保育士や幼稚園教諭などを対象に、発達障害や発達が気になる子どもへの支援の理解を深める研修会を開催します。</p>	社会福祉協議会

(2) 教育の推進

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①教員研修の充実	発達障害等の障がいの多様化及び就学前から高等学校までの円滑な接続に適切に対応できるよう、教職員への研修の機会を充実させ、指導力の向上に取り組みます。	教育指導課
②障がいのある児童の放課後対策の推進	指定民間事業者と連携して実施場所・人員等を確保し、「放課後等デイサービス」事業を進めていきます。 利用量が増加傾向であり、今後も利用者増を見越した計画を検討します。	障がい福祉課
③「日中一時支援事業」の実施	知的障害のある子ども等を対象に、家族の就労支援及び一時的な負担軽減を図るため、活動の場を提供するとともに、見守り等を行います。利用量が増加傾向であり、今後も利用者増を見越した計画を検討します。	障がい福祉課
④「特別支援ケース会議」の実施	保育所・幼稚園・こども園及び小・中学校等の関係機関の担当者による「特別支援ケース会議」を実施し、支援についての共通理解を図ります。	教育指導課 障がい福祉課
⑤「保育所等訪問支援事業」の実施	保育所その他の施設における集団生活への適応の支援について、提供体制の確保を検討します。	障がい福祉課

5 就労と社会参加が進む環境づくり【就労・社会参加】

【現状と課題】

障がいのある人が社会で生活していくために就労は重要な要素となります。そのため、個々の障がい特性に応じた就労支援が必要であり、また、その後の就労定着や職場環境の向上も重要となります。

また、障がいの有無に関わらず社会活動に参加、交流することは、障がいを理解するきっかけとなり、障がいのある人が社会で暮らしていくために必要です。

これらを実現していくためには、それぞれの施策だけでなく、移動支援体制を充実させていく必要もあります。

【施策の方向】

- 障がいのある人がその能力を最大限に発揮し働けるように、合理的配慮に基づき、個々の特性を踏まえた就労支援と就労のための訓練や就労の機会の拡充に努めます。
- 生涯学習やスポーツ等による活動や交流活動の機会を提供し、社会参加の促進を図ります。
- 社会参加を促進するため、障がいのある人の外出支援等を推進します。

(1) 就労支援の推進

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①雇用・就労促進のための総合的な支援体制づくり	公共職業安定所や県の関係機関、市内及び周辺市町の企業と連携した障がい者雇用・就労支援の総合的な支援体制を確保しており、定期的な会議などにより連携を強化します。	障がい福祉課 (自立支援協議会)
②社会参加への支援	精神に障がいのある人の相互交流と社会参加を促すため、精神障害者デイケアを一部社会福祉協議会へ委託して実施しており、社会復帰への支援に努めます。 精神障害者デイケアは、利用者の希望や障がいの度合いによって活用できるプログラムの内容など充実を図ります。 市内の精神障害者が個々の状況にあったサービスにつながるよう、医療機関や就労支援事業所と情報交換の場を開催します。	障がい福祉課 社会福祉協議会
③雇用者への支援	障がいのある人の就業機会と雇用の促進を図るため、雇用する事業主に補助金を支給し支援するとともに、障害者雇用についての事業所の理解が深まるように努めます。	障がい福祉課
④ひきこもり支援推進事業の実施	成人の発達障害、ひきこもり状態にある方に対し、定期的な相談や就労体験などを通して多くの方が社会へ自立できるようにします。	障がい福祉課

(2) スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①スポーツ・レクリエーション等の推進	障がいのある人とその家族や地域住民が集まり、スポーツ、文化活動を楽しめる各種大会の支援を行います。 身体障害者福祉協議会と連携し、ポッチャの普及に努めており、今後も活動支援を行います。	障がい福祉課
②「地域活動支援センター」等の充実	地域活動支援センターは就労が困難な在宅の障がいのある人に、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施しており、必要な指導及び訓練を行っています。サービスの周知を図りながら、利用を促進します。	障がい福祉課

(3) 外出支援の推進

【主な事業】

事業名	事業内容	所管課／関係課
①外出支援	障がいのある人や高齢者等の“交通弱者”の外出支援策として、路線バスを無料で利用することができる「神栖市路線バス福祉パス交付事業」を継続して実施し、周知を図ります。	社会福祉課

第3章 障害（児）福祉サービス等の推進 （障害福祉計画・障害児福祉計画）

1 障害福祉計画・障害児福祉計画の方針

「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針」の見直しが示され、障害者福祉施策の推進に向けて、以下のような基本的な考え方にに基づき、障がい福祉サービス等の必要量を見込み、その確保のための方策を示します。

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
 - 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
 - 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。
計画期間は令和6年4月～令和9年3月※。
- ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制・度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

<p>第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 基本的理念 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方 <p>第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行 二 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 三 地域生活支援の充実 四 福祉施設から一般就労への移行等 五 障害児支援の提供体制の整備等 六 相談支援体制の充実・強化等 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 	<p>第三 計画の作成に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 計画の作成に関する基本的事項 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項 四 その他 <p>第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 障害者等に対する虐待の防止 二 意思決定支援の促進 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進 五 障害を理由とする差別の解消の推進 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実
---	--

基本指針見直しの主な事項

- 1 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 福祉施設から一般就労への移行等
- 4 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- 5 発達障害者等支援の一層の充実
- 6 地域における相談支援体制の充実強化
- 7 障がい者等に対する虐待の防止
- 8 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 9 障害福祉サービスの質の確保
- 10 障がい福祉人材の確保・定着
- 11 よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- 12 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 13 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- 14 その他：地方分権提案に対する対応

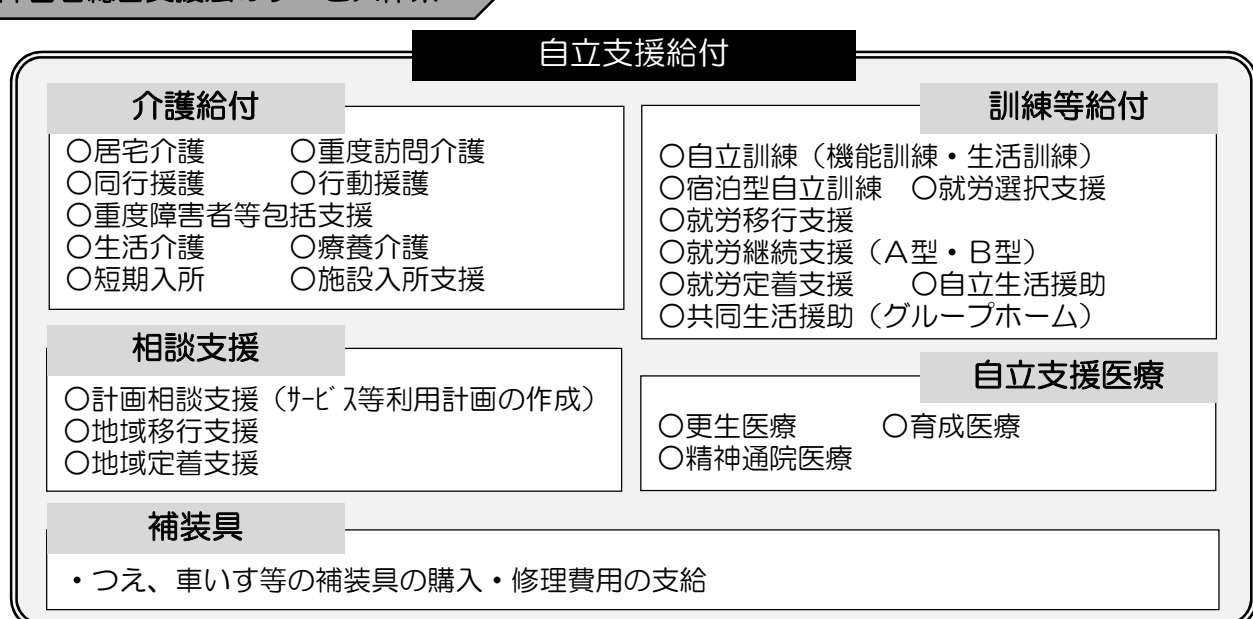
2 障害（児）福祉サービス等の体系

障害福祉計画及び障害児福祉計画は障害者総合支援法と児童福祉法に規定されている障がい者支援のための諸事業について、着実な事業実施を図るために、事業ごとのサービス提供量やその確保策などについて取りまとめたサービスの需給計画です。

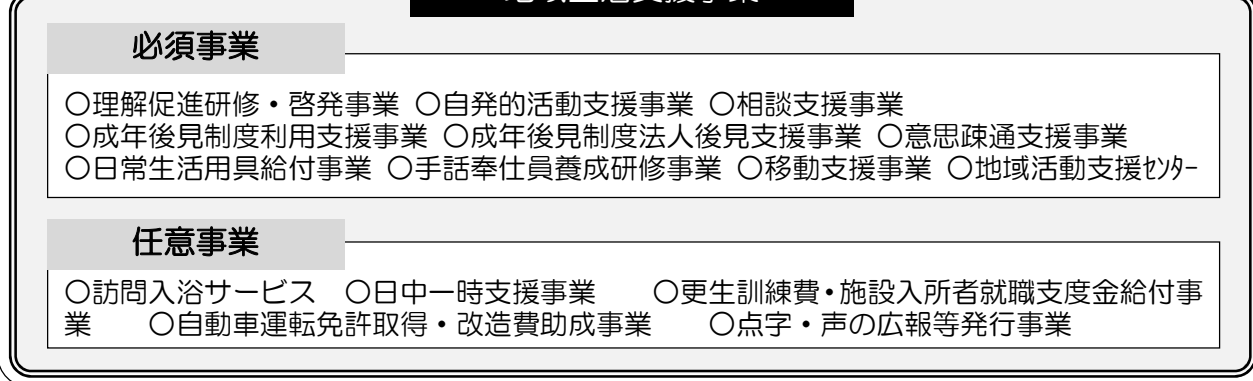
障害福祉計画・障害児福祉計画における事業の体系は以下の通りとなっており、主に本計画における基本目標の2～4に含まれるサービスとなっています。

障害者総合支援法のサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成され、障がい児は、障害者総合支援法と児童福祉法のサービスが対象となります。

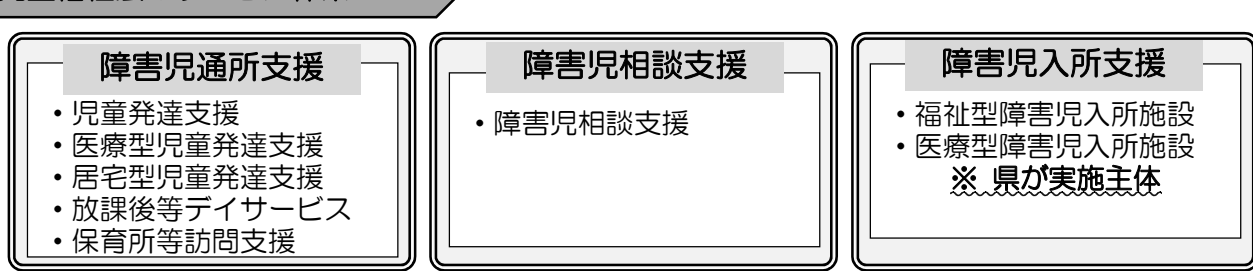
障害者総合支援法のサービス体系



地域生活支援事業



児童福祉法のサービス体系



3 成果目標・活動指標

(1) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における成果指標と活動指標について、令和5年度目標と令和5年度の実績は以下のとおりです。これらの取組状況を踏まえ、次期計画における成果目標を検討します。

成果目標

1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	令和5年度目標	令和5年度実績
検証及び検討の有無	令和元年度設置済	有
検証及び検討の回数	年1回	年1回

2) 障害児支援の提供体制の整備等

項目	令和5年度目標	令和5年度実績
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに1か所以上	0か所
保育所等訪問支援の設置	令和5年度末までに1か所以上	0か所
主に重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	設置済み	1か所
主に重度心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	設置済み	1か所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み	設置（市設置）
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	配置済み	3人

3) 相談支援体制の充実・強化等

項目	令和5年度目標	令和5年度実績
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の有無	令和5年度末まで	有（市で確保）

4) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	令和5年度目標	令和5年度実績
障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制構築の有無	事業所連絡会、市虐待防止研修等を毎年実施済み	有

活動指標等

1) 発達障害者に対する支援

項目	令和5年度目標	令和5年度実績
ピアサポートの活動への参加人数	2人	0人

2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	令和5年度目標	令和5年度実績
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	5人	15人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回

3) 相談支援体制の充実・強化のための取組

項目	令和5年度目標	令和5年度実績
総合的・専門的な相談支援体制	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	4件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	4件	4件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4回	4回

4) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

項目	令和5年度目標	令和5年度実績
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有	有

5) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

項目	令和5年度目標	令和5年度実績
コーディネーターの配置人数	4人	3人

(2) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の目標

成果目標

1) 地域生活支援の充実

【国の考え方】

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

【神栖市における目標】

項目	令和8年度目標
地域生活支援拠点等の整備	有
強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズの把握の実施	有
強度行動障害を有する障害者に係る支援体制の整備	有

2) 障害児支援の提供体制の整備等

【国の考え方】

- 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- 全市町村において、障害児の地域社会への参加
- 包容（インクルージョン）の推進体制の構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上

【神栖市における目標】

項目	令和8年度目標
児童発達支援センターの設置	有
保育所等訪問支援の設置	有
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の整備	有
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置	有
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置	有
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	有

3) 相談支援体制の充実・強化等

【国の考え方】

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

【神栖市における目標】

項目	令和8年度目標
基幹相談支援センターの設置	有
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	有
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保	有

活動指標等

1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【神栖市における目標】

項目	令和8年度目標
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所
コーディネーターの配置人数	3人
検証及び検討の回数	1回

2) 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

【神栖市における目標】

項目	令和8年度目標
コーディネーターの配置人数	3人

3) 発達障害者に対する支援

【神栖市における目標】

項目	令和8年度目標
ピアサポートの活動への参加人数	2人

4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【神栖市における目標】

項目	令和8年度目標
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	15人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回

5) 相談支援体制の充実・強化のための取組

【神栖市における目標】

項 目		令和8年度目標
基幹相談支援センターの設置		1箇所
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	4件
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	4件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	4回
	主任相談支援専門員の配置数	1人
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数	1回
	参加事業者・機関数	4団体
	協議会の専門部会の設置数	3部会
	協議会の専門部会の実施回数	2回

4 障害福祉サービス

(1) 自立支援給付

1) 訪問系サービス

【事業内容】

①居宅介護（ホームヘルプサービス）

居宅における入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供するものです。

②重度訪問介護

居宅における入浴、排せつ、食事の介護から、外出時の移動中の介護等を総合的に
行うサービスです。

③同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出先における移動中に必要な視
覚的情報の支援や移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の外出する際に必要な援
助を行うものです。

④行動援護

行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護等のサー
ビスを提供するものです。

⑤重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする人で、介護の必要の程度が著しく高い人を対象とし、「居宅介
護」をはじめとする福祉サービスを包括的に提供するものです。

【実績及び計画の見込値】

<居宅介護（ホームヘルプサービス）>

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	135人	132人	130人	207人	232人	261人
	実績	146人	164人	184人			
利用量	計画値	2,295時間	2,329時間	2,380時間	4,202時間	4,710時間	5,298時間
	実績	3,052時間	3,456時間	3,513時間			

<重度訪問介護>

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	2人	2人	2人	1人	1人	1人
	実績	2人	0人	0人			
利用量	計画値	26時間	26時間	26時間	20時間	20時間	20時間
	実績	1時間	0時間	0時間			

<同行援護>

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	27人	29人	32人	15人	15人	15人
	実績	17人	16人	15人			
利用量	計画値	291時間	291時間	291時間	213時間	213時間	213時間
	実績	245時間	219時間	217時間			

<行動援護>

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	5人	5人	5人	5人	5人	5人
	実績	7人	5人	5人			
利用量	計画値	62時間	62時間	62時間	80時間	80時間	80時間
	実績	76時間	77時間	79時間			

<重度障害者等包括支援>

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			
利用量	計画値	0時間	0時間	0時間	12時間	12時間	12時間
	実績	0時間	0時間	0時間			

2) 日中活動系サービス

①生活介護

【事業内容】

主に昼間、障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動又は生産活動の機会の提供等のサービスを提供するものです（18歳未満は、児童福祉法に基づく施設給付の対象となります）。市指定管理の2事業所（神栖市障害者デイサービスセンターのぞみ、神栖市福祉作業所きぼうの家）について、利用状況を把握し、今後のあり方を検討するとともに、民間事業所と連携を図り、サービスを提供します。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	199人	202人	205人	208人	211人	214人
	実績	202人	207人	212人			
利用量	計画値	3,682人日	3,737人日	3,793人日	3,900人日	4,010人日	4,123人日
	実績	3,778人日	3,901人日	4,049人日			

②自立訓練（機能訓練）

【事業内容】

①入所施設・病院を退所・退院した方のうち、地域生活へ移行するときに身体的リハビリテーションの継続や、身体機能の維持・回復等の支援が必要な方、②特別支援学校（盲・ろう学校を含む）を卒業した方のうち、地域生活を送るときに身体機能の維持・回復が必要な方に、身体機能・生活能力の維持・回復等の支援を行うものです。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	実績	0人	0人	0人			
利用量	計画値	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
	実績	0人日	0人日	0人日			

③自立訓練（生活訓練）

【事業内容】

知的障害や精神障害のある方に自立した日常生活を営むために必要な入浴、排せつ、食事等に関する訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行うものです。日中に訓練を受けるものと、居住の場における生活能力等の訓練を行う「宿泊型自立訓練」があります。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	3人	4人	5人	7人 (内、精神障がい者 1人)	9人 (1人)	13人 (1人)
	実績	3人	4人	5人			
利用量	計画値	48人日	64人日	80人日	87人日 (内、精神障がい者 16人日)	95人日 (16人日)	103人日 (16人日)
	実績	59人日	64人日	54人日			

④就労選択支援

【事業内容】

障がいのある人自身が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数					-	3人	3人
利用量					-	60人日	60人日

⑤就労移行支援

【事業内容】

就労を希望する65歳未満の障がいのある方を対象に、定められた期間において、生産活動、職場体験等の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上等の訓練、求職活動の支援、職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行うものです。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	42人	37人	33人	20人	20人	20人
	実績	46人	30人	20人			
利用量	計画値	574人日	565人日	557人日	236人日	236人日	236人日
	実績	473人日	342人日	267人日			

⑥就労継続支援（A型）

【事業内容】

企業等に就労することが困難な障がいがあり、継続して就労することが可能な方に、原則雇用契約に基づいた工賃を得てもらいながら、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うものです。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	38人	43人	48人	111人	130人	153人
	実績	68人	80人	94人			
利用量	計画値	722人日	817人日	912人日	1,587人日	1,859人日	2,188人日
	実績	930人日	1,154人日	1,407人日			

⑦就労継続支援（B型）

【事業内容】

年齢、心身の状態等の理由で企業等に雇用されることが困難な障がいのある人について、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	235人	250人	265人	254人	266人	278人
	実績	223人	233人	243人			
利用量	計画値	3,525人日	3,750人日	3,975人日	3,988人日	4,176人日	4,365人日
	実績	3,486人日	3,604人日	3,862人日			

⑧就労定着支援

【事業内容】

一般就労した人の職場定着に向けて、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などを行うものです。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	2人	2人	2人	14人	19人	25人
	実績	6人	8人	11人			

⑨療養介護

【事業内容】

主に昼間、病院その他施設等で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供するものです（18歳未満については、児童福祉法に基づく施設給付の対象となります）。

筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行う障害支援区分が「区分6」の人、筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者で障害支援区分が「区分5」以上の方が対象になります。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	4人	4人	4人	5人	5人	5人
	実績	4人	4人	5人			
利用量	計画値	122人日	122人日	122人日	150人日	150人日	150人日
	実績	122人日	122人日	145人日			

⑩短期入所（ショートステイ）

【事業内容】

短期間（夜間も含め）、施設で食事、入浴、排せつの介護等を行うものです。自宅で介護する人が病気の場合等に、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする人等が対象となります。

【実績及び計画の見込値】

<福祉型>

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	57人	58人	59人	45人	47人	50人
	実績	21人	30人	43人			
利用量	計画値	171人日	174人日	177人日	158人日	165人日	175人日
	実績	95人日	111人日	105人日			

<医療型>

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	7人	7人	7人	6人	7人	8人
	実績	2人	5人	13人			
利用量	計画値	14人日	14人日	14人日	12人日	14人日	16人日
	実績	7人日	4人日	6人日			

3) 居住支援・施設系サービス

①自立生活援助

【事業内容】

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者でひとり暮らしを希望する方等を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うものです。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	1人	1人	1人			

②共同生活援助（グループホーム）

【事業内容】

共同生活を行う住居で、夜間や休日の相談に加えて、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行うサービスです。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	107人	118人	130人	130人	140人	152人
	実績	90人	102人	116人			

③施設入所支援

【事業内容】

施設に入所する必要がある方に、主に夜間、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他日常生活上の支援を行うものです。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	89人	87人	85人	83人	81人	79人
	実績	92人	96人	100人			

4) 指定相談サービス

①相談支援サービス

【事業内容】

「サービス利用計画」を通じて障害福祉サービスの支給決定時からの「ケアマネジメント」を実施し、さらに一定期間ごとの「モニタリング」を行うことで、障がいのある人の抱える課題の解決を図ります。市が相談支援事業所登録を行い、民間の相談支援事業所とあわせてサービスを提供します。

【実績及び計画の見込値】

<計画相談支援>

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	696人	809人	940人	680人	715人	751人
	実績	585人	615人	647人			

<地域移行支援>

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			

<地域定着支援>

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			

(2) 地域生活支援事業

1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

【事業内容】

地域住民を対象にして、障がいのある方への理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

本市においては平成29年度より、かみす福祉まつりを開催しており、今後も実施を検討し、開催していきます。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画値	1回	1回	1回	1回	1回	1回
	実績	0回	1回	1回			

②自発的活動支援事業

【事業内容】

障がいのある方等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある方等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

特別支援学校PTAや当事者団体の活動などに積極的に協力し、活動を支援していきます。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有			

③相談支援事業

【事業内容】

障がいのある方及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行うものです。

神栖市社会福祉協議会と障がい福祉課にて相談等を行い情報提供や助言を行っています。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施 か所 数	計画値	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	実績	3か所	3か所	3か所			
相談 件数	計画値	1,800件	1,800件	1,800件	2,580件	2,580件	2,580件
	実績	2,496件	2,575件	2,580件			

④成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

「成年後見制度」による支援を必要とする障がいのある方について、権利擁護のためその利用を支援し、利用の促進を図る事業です。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 者数	計画値	4人	5人	6人	9人	10人	11人
	実績	7人	6人	8人			

⑤成年後見制度法人後見支援事業

【事業内容】

成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を育成するために、研修等を実施する事業です。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施 の有 無	計画値	有	有	有	有	有	有
	実績	有	有	有			

⑥意思疎通支援事業

【事業内容】

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障のある方に、手話通訳によりその他の方との意思疎通を仲介する「手話通訳者」の派遣等を行うものです。

聴覚障害者の健康維持や権利擁護の確保のため、手話通訳者を派遣しています。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	6人	6人	6人	7人	7人	7人
	実績	6人	4人	6人			

⑦日常生活用具給付等事業

【事業内容】

重度障害のある方を対象に、「自立生活支援用具」等の「日常生活用具」を給付・貸与等することで、日常生活の便宜を図ることを目的とするものです。

これに該当する用具は、①安全で容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、②日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの、③製作や改良、開発の際に障がいについての専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの、という3要件を満たすものです。

【実績及び計画の見込値】

<介護・訓練支援用具>

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	計画値	10件	10件	10件	10件	10件	10件
	実績	7件	4件	9件			

<自立生活支援用具>

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	計画値	10件	10件	10件	17件	17件	17件
	実績	6件	5件	15件			

<在宅療護等支援用具>

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数	計画値	15件	15件	15件	5件	5件	5件
	実績	8件	10件	3件			

<情報・意思疎通支援用具>

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 件数	計画値	12件	12件	12件	8件	8件	8件
	実績	6件	8件	6件			

<排泄管理支援用具>

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 件数	計画値	2,403件	2,718件	3,074件	2,326件	2,385件	2,445件
	実績	2,168件	2,226件	2,270件			

<居宅生活動作補助用具>

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 件数	計画値	3件	3件	3件	2件	2件	2件
	実績	1件	0件	0件			

⑧手話奉仕員養成研修事業

【事業内容】

日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した「手話奉仕員」を養成するための研修を行う事業です。鹿行手話奉仕員養成委員会へ事業を委託し実施しています。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用 者数	計画値	10人	10人	10人	11人	11人	11人
	実績	0人	0人	10人			

⑨移動支援事業

【事業内容】

障がいのある方にとって社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、外出を支援する移動介護を行うものです。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	70人	70人	70人	78人	80人	82人
	実績	64人	70人	76人			
利用量	計画値	8,500時間	8,500時間	8,500時間	7,800時間	8,000時間	8,200時間
	実績	8,872時間	8,003時間	7,219時間			

⑩地域活動支援センター

【事業内容】

障がいのある方等を対象に、創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じて柔軟に事業を実施するものです。市外の2事業所へ事業を委託し実施しています。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施か所数	計画値	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	実績	2か所	2か所	2か所			

2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

【事業内容】

自宅において入浴することが困難な在宅の重度障がい者に対して、浴槽を提供して寝たままに入浴することができるよう介助を行います。「訪問入浴サービス事業」は業者委託により実施しています。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	13人	13人	13人	22人	23人	24人
	実績	21人	23人	21人			

②日中一時支援事業

【事業内容】

障がいのある人等の家族の就労支援及び一時的な休息を目的に、障がいのある人等の日中における活動の場を確保します。「日中一時支援事業」は業者委託により実施しています。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	130人	130人	130人	126人	128人	130人
	実績	106人	106人	124人			

③更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

【事業内容】

身体障害者援護施設等に入所・通所している方が更生訓練を受けた際に、更生訓練やそのために要した経費を支給します。また、身体障害者援護施設等に入所・通所している方が就職等により自立する場合に、就職支度金を支給します。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			

④自動車運転免許取得・改造費助成事業

【事業内容】

障がい者の自動車運転免許の取得時に要する費用の一部助成及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。「自動車運転免許・改造費助成事業」は市より補助金を交付しています。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	3人	3人	3人	2人	2人	2人
	実績	0人	1人	1人			

⑤点字・声の広報等発行事業

【事業内容】

重度の視覚障害のため文字による情報入手が困難な方に、点字・声の広報を発行します。

「点字・声の広報等発行事業」は広報紙とあわせて発行しています。

【実績及び計画の見込値】

		第6期			第7期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	22回	22回	22回	22回	22回	22回
	実績	22回	22回	22回			

5 障害児福祉サービス

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

【事業内容】

就学前の児童に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。市が運営する2事業所（神栖市児童発達支援事業所つくしんぼ、神栖市児童発達支援事業所なのはな）について利用状況を把握し、今後のあり方を検討するとともに、民間事業所と連携を図り、サービスを提供します。

【実績及び計画の見込値】

		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	102人	111人	121人	213人	238人	263人
	実績	131人	157人	188人			
利用量	計画値	510人日	555人日	605人日	852人日	952人日	1,052人日
	実績	579人日	630人日	687人日			

② 放課後等デイサービス

【事業内容】

授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

【実績及び計画の見込値】

		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	200人	220人	240人	270人	295人	320人
	実績	194人	218人	245人			
利用量	計画値	2,600人日	3,029人日	3,120人日	3,402人日	3,717人日	4,032人日
	実績	2,433人日	2,711人日	3,114人日			

③保育所等訪問支援

【事業内容】

保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行うサービスです。

【実績及び計画の見込値】

		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	2人	2人	2人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			
利用量	計画値	6人日	6人日	6人日	1人日	2人日	4人日
	実績	0人日	0人日	0人日			

④居宅訪問型児童発達支援

【事業内容】

重症心身障害児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児を対象に、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うものです。

【実績及び計画の見込値】

		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	1人	2人	3人	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人			
利用量	計画値	2人日	4人日	6人日	1人日	2人日	4人日
	実績	0人日	0人日	0人日			

(2) 障害児相談支援

【事業内容】

障害児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障害児支援利用計画」を作成するサービスです。

障害児通所サービスの利用を希望者に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画を作成します。

【実績及び計画の見込値】

		第2期			第3期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	計画値	232人	255人	279人	420人	457人	498人
	実績	295人	355人	386人			

第4章 計画の推進にあたって

1 計画の推進における基本姿勢

○障がいを理由とする差別の解消

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。

障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者が、障がいを理由として差別的な扱いをすることを禁止しており、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための合理的配慮を行うよう、国の行政機関や地方公共団体等には法的義務を、民間事業者には努力義務を課しています。

市では、これらの社会的障壁を取り除き、障がい者が様々な社会活動に参加できる機会が確保できるような形で、ハード・ソフト面のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを引き続き推進していきます。

○障がい者の虐待防止

平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行され、障がいのある人の権利利益の擁護が図られています。

「障がい者虐待」とは、養護者による障がい者虐待、障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待、使用者による障がい者虐待をいいます。虐待の類型は身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つに分類されます。これらの虐待の防止策として、虐待の防止、虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立支援のための措置、虐待を発見したときの通報義務や、障がい者虐待の早期発見の努力義務等が定められました。

また、虐待を防止するためには、一人ひとりの意識が大変重要になってきます。障がいのある人の中には、その障がいゆえに自分で声をあげられない人がいることも考えられます。障がいのある人一人ひとりの人権を守っていくために、尊厳のある個人として接することはもちろん、何が虐待にあたるかを認識しなければいけません。そのため市では、障害福祉サービス事業所や利用者、養護者等、様々な人や団体に向けて、障害者虐待防止法のさらなる周知と虐待防止の支援のため、障がい福祉課内に「虐待防止センター」を設置しました。

権利擁護の取り組みとしては、知的障害、精神障害等の理由で判断能力に困難さを抱える方々への支援として、生活していく上での消費契約・行政手続に関する援助、また金銭管理を行う権利擁護事業を行っています。それに加えて、地域生活支援事業の必須事業として成年後見制度法人後見支援事業が追加されました。今後市民後見人の育成、支援についても検討し、障がいのある人等をはじめとする権利擁護事業を推進していきます。

○サービスの量的拡大とサービス調整・評価体制の充実

障がいのある人が障がいの特性や置かれた状況に応じて必要とするサービスが利用できるよう、量的な拡大に取り組んでいきます。また、一人ひとりに応じた質の高いサービスが提供されるよう、一人ひとりに応じた最適なサービスへつなぐサービス調整（マネジメント）機能と、提供されたサービスによる効果を把握、評価する仕組みづくりを目指します。本市においては引き続き、「成果（数値）目標」と「活動指標」を最大の眼目として計画の推進・評価を行っていきます。

2 計画推進における役割分担

○障がいのある人の自立と連携

障がいのある人が、地域の中で自立した生活ができるよう、障害福祉サービスを充実させるとともに、障がいのある人同士、障がい者団体、地域との交流及び連携を促進します。

○市の役割

本計画を効果的、総合的に進めていくため、保健、医療、福祉分野をはじめ、人権、産業・就労、教育、交通・住宅など関係各課との連携の強化を図り、組織横断的な支援体制を構築していきます。

また、障害福祉サービスを円滑に実施するため、様々な広報媒体を通して市民への広報・情報提供の推進に努めます。

○地域社会の役割

障がいがあってもなくても、地域に暮らす人たち皆さんが神栖市民として、ともに生きるまちづくりを目指して、自立した個人としてそれぞれの地域で、安心して充実した生活を送ることができるような地域社会を構築します。

○市民の役割

市民一人ひとりが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、ともに生きる神栖市を作り上げていくという認識のもと、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を認め合い、尊重し支え合う社会の実現を推進します。

○関係団体の役割

障がい者団体や社会福祉法人、特定非営利活動法人、サービス事業者等の関係団体は、市や社会福祉協議会など関係機関と連携し、本人や家族の代弁者として、あるいは地域福祉の担い手として、地域における福祉の向上に努めるとともに、ともに生きるまちづくりを推進します。

3 計画推進に向けた多様な連携の推進

○医療機関、教育機関等との連携

障がいのある人に対するサービス等の提供や地域生活への移行など、障がい福祉施策の実施にあたっては、障がい福祉の観点からだけでなく、医療機関や教育機関、リハビリテーションを行う機関等とも連携をして総合的に取り組むことが不可欠です。例えば、入所・入院生活から地域での生活に移行促進するためには医療機関とリハビリテーションを行う機関の連携が必要です。障がい児がその病気の状態に応じて適切な教育を受けられ、心身ともに健全な発達が進むためには医療機関と教育機関の連携が必要です。様々な機関が連携することにより、障がいのある人やその家族が、必要な支援をスムーズに受けることが可能になります。

障がい保健福祉、医療、教育等が一体となった総合的なサービス提供で障がいのある人が自立した地域生活を送れるよう、各機関の連携を推進します。

○地域のネットワーク強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く市民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

市民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て開催されている神栖市地域自立支援協議会を活用し、障がい福祉に関する支援体制の確立や、市内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

○就労支援の強化

障がい者の一般就労や職場への定着についてはまだ十分とはいえない状況にあります。

このため、企業・事業所等における障がい者雇用の拡大を促進するとともに、福祉施設においては、利用者個々の能力を的確に評価し、効果的な就労支援が行える取り組みを進めます。

○切れ目のない支援体制づくり

個々の障がい者の成長に伴い、必要とされるサポートも変化していきます。

相談から各サービスの利用につなぐ一連の過程において、一人ひとりの支援ニーズに適合したサービスが一貫性をもって提供されるよう、サービス事業者をはじめ、関係機関等による総合的なネットワークづくりを構築し、一人ひとりのライフステージに沿って、切れ目のない支援を行っていきます。

○国・県との連携

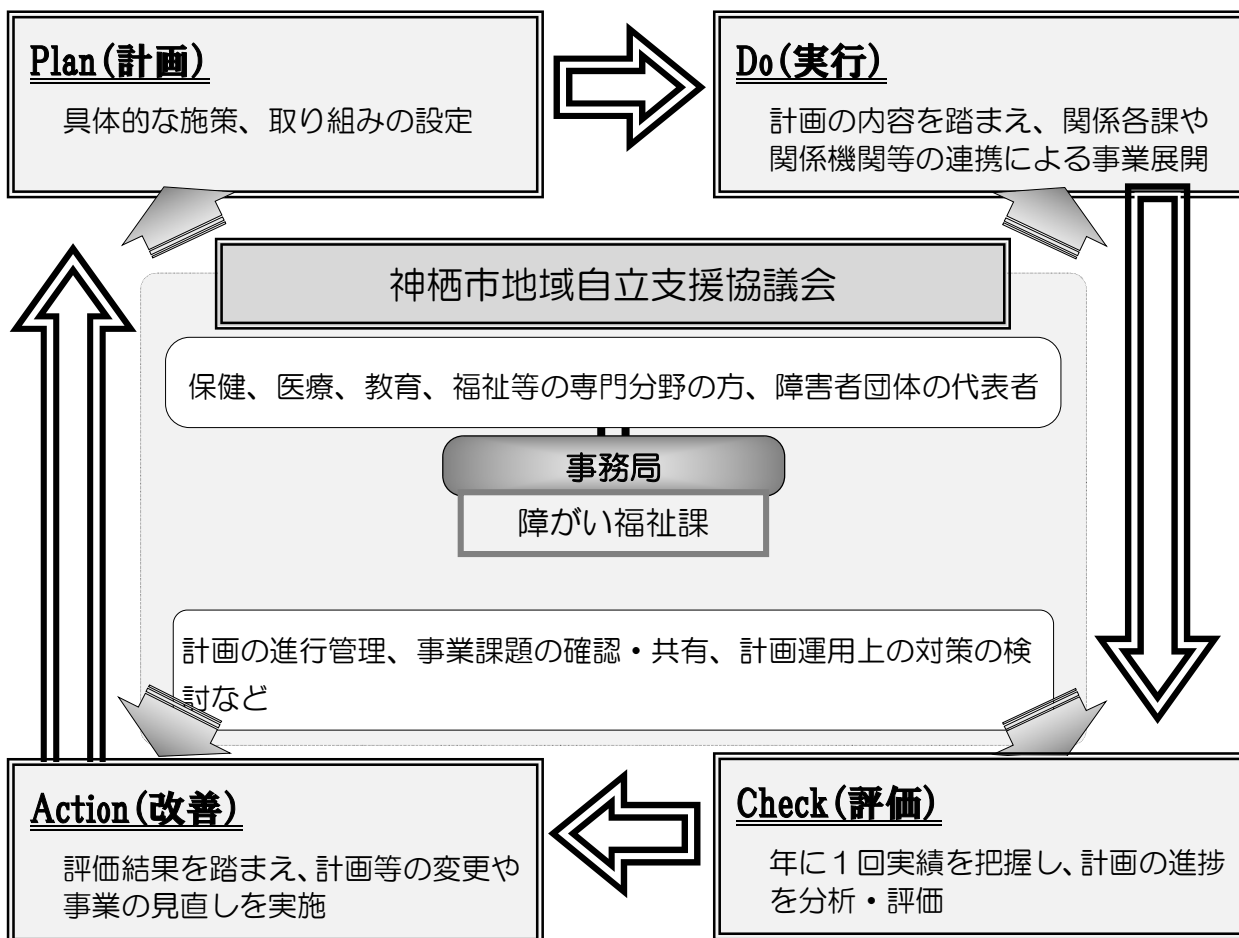
障がいのある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくないため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

4 計画の進行管理体制

(1) 計画の進行管理と評価

設定した数値目標をもとに障がい福祉計画の達成状況について、神栖市地域自立支援協議会において評価を行います。これら評価は、障害福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業のサービスの利用状況や基盤整備状況についても行います。

また、計画期間中に障がい福祉施策に係る新たな行政需要が生じる等、必要な場合は、「PDCAサイクル」に沿って計画の見直しを行います。



※計画の進行管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画に沿った「実行」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法を指しています。

(2) 庁内における進捗評価の体制

○庁内における適切な進行管理

本計画にかかわる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で定期的に計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

■ 庁内での定期的な進捗評価の実施

○全庁的な職員の質の向上

また、本計画では様々な関係課が直接・間接的に障がいのある人とかかわり施策を実施していくことになるため、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

■ 市職員の障がい福祉に関する知識と意識の向上

(3) 人材の育成・確保

計画が円滑に実施されるように、必要とされる人材の育成と確保を図ります。

■ 人材の育成と確保

■ 専門職等の資質の向上・専門性の向上

(4) 計画の実施状況の公表

計画の進行管理として実施状況や計画の達成状況、運営状況などの点検・評価について、定期的に公表し、本計画に対する住民の理解を深められるように努めるとともに、進捗に問題や課題がある点については、改善に向けた対応策の検討につなげていきます。

5 計画の普及・啓発の推進

本計画は、障がい者福祉にかかわる関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、障がい者支援の取り組みについてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、効果的な支援に結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

○地域の理解促進

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、住民に障がいについての正しい理解をさらに深めていく必要があります。社会福祉協議会とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

■ 障がい者支援制度の周知の強化

○障がいのある人のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障がいのある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

■ 障がい者ニーズの把握と取り組みへの反映

1 神栖市地域自立支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神栖市附属機関に関する条例（昭和47年神栖町条例第42号）第3条の規定に基づき、神栖市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について調整又は検討を行う。

- (1) 地域における障害者等への支援体制に関する課題に関すること。
- (2) 地域における相談支援体制の整備状況、課題、ニーズ等に関すること。
- (3) 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発、改善等に関すること。
- (4) 地域における相談支援従事者の質の向上に関すること。
- (5) 個別事例への支援のあり方に関すること。
- (6) 地域における課題等について県協議会への必要に応じた報告に関すること。
- (7) 障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価に関すること。
- (8) 基幹相談支援センターの設置方法、専門的職員の配置及び事業実績の検証に関すること。
- (9) 障害者虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向けた体制構築に関すること。
- (10) 障害福祉計画の策定、調査、審議等に関すること。
- (11) 専門部会等の設置及び運営に関すること。
- (12) 障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる組織等のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健医療機関
- (4) 教育又は雇用関係機関
- (5) 企業
- (6) 障害者団体
- (7) 学識経験者
- (8) その他市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、職により委嘱され、又は任命された委員が当該職を退いた場合は、委員の職を失うものとする。

4 委員は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合又は欠けた場合は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれ

る会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の数の半数以上の者が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求めてその意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、地域自立支援主管課に置く。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、協議会に諮って会長が定める。

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

2 神栖市地域自立支援協議会委員名簿

令和5年6月27日～令和7年3月31日

選出区分	氏名	所属団体等
相談支援事業者	あらい まゆみ 荒井 真由美	神栖市社会福祉協議会
障害福祉サービス事業者	おおぬま じゅんいち 大沼 純一	神栖啓愛園
	なかじま まさこ 中嶋 正子	ハミングハウス
	おおかわ さちか 大川 紗愛	神栖訪問介護事業所
	たかね ゆきこ 高根 由起子	(株)グッドライフ
保健・医療関係者	こん あけみ 今 明美	茨城県潮来保健所保健指導課
教育・雇用関係機関	さかがみ たかし 坂上 隆	茨城県立鹿島特別支援学校
	いわき さちこ 岩木 幸子	常陸鹿嶋公共職業安定所
企業	にしむろ こういち 西室 孝一	(株)クラレ鹿島事業所
障害者団体	まつもと ひさお 松本 久男	神栖市身体障害者福祉協議会
	たかはし ひとし 高橋 等	NPO法人あすなる会
	ふじもと としゆき 藤本 俊之	ハートスペースあゆみ
障害者等の家族	やなぎだて かつみ 柳 館 勝美	鹿島特別支援学校 PTA 神栖支部
学識経験者	のぐち さちこ 野口 さち子	神栖市連合民生委員児童委員協議会
	かじやま まさこ 梶山 正子	知的障害者相談員

3 用語解説

あ行

アスペルガー症候群

発達障害者支援法による発達障害の一つで、「社会性」（他人といるときにどのような態度をとるか等）、「コミュニケーション」（自分の思っていることをどのように相手に伝えるか、相手の言葉を理解できるか等）、「創造力と想像力」（ふり遊び、みたて遊び、こだわり等）の分野で障がいを持つ状態を指す。

医療的ケア児

病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていく上で必要な医療的援助を必要とする子ども。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化や、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な限り発達させて、社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもとで、障がいのある人とない人が共に学ぶ仕組みのこと。

か行

学習障害（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定の技能習得と使用に著しい困難を示す障がい。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。

協働

住民・市民活動団体・事業者及び行政がお互いの立場を理解し、不特定かつ多数のもの利益の増進を図るための共通の目標に向かって、対等な立場で努力しともに取り組むこと。

ケアマネジメント

障がい者が社会生活を送る上で必要とする複数のニーズを適切な社会資源と結びつける手続き全体のこと。アセスメント（事前評価）、ケア計画の作成・実施、フォローアップなどの支援サービスを行う。

権利擁護

意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。

高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。

広汎性発達障害

社会性の発達の遅れを中心とする発達障害の総称。小児自閉症、アスペルガー症候群等が含まれる。

合理的配慮

障がい者から、社会の中にあるバリアを取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障がい者の特性にあわせて催し物の座席を決めたりするなど、様々な対応が考えられる。

さ行

児童発達支援

障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う障害児通所支援。福祉型と医療型がある。

児童福祉法

児童の出生・育成が健やかであり、かつその生活が保障愛護されることを理念とし、児童保護のための禁止行為や児童福祉司、児童相談所、児童福祉施設などの諸制度について定めた法律。

自閉症

発達障害の一つで、①対人関係の障害、②コミュニケーションの障がい、③限定した常同的な興味、行動及び活動、の特徴を持つ。現在では、何らかの要因で脳に障害が起こったものとみなされており、知的障害を伴う場合、伴わない場合がある。（知的障害を伴わない場合を特に「高機能自閉症」と呼ぶ。）

社会福祉協議会

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を経営する方及び社会福祉に関する活動を行う方が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。略称は「社協」。

重症心身障害児

重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複した障がい児をいう。

障害支援区分

障害福祉サービスの利用にあたり、障がい者の支援の必要度を表す、6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）。区分に応じて適切なサービスやサービスの支給量が決められる。

障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的とした法律で、基本理念を定め、国や地方公共団体のなどの責務、施策の基本事項などを定めた法律。平成23（2011）年8月5日に障害者権利条約の批准のために改正された。

障害者虐待防止法

障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害し、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であることなどに鑑み、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待の予防及び早期発見その他の障がい者虐待の防止などに関する国等の責務などを規定した法律。平成24（2012）年10月1日から施行された。

障害者権利条約

障がい者の尊厳と権利を保障するための国際条約で、日本は国内の関係法律などの整備を行い、平成26（2014）年1月20日に条約を批准した。令和2（2020）年10月現在、署名国・地域数は164、締結国・地域数は182である。

障害者差別解消法

障がいを理由とした差別の解消を推進するための基本的事項や、国・地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした法律である。平成28（2016）年4月1日から施行された。

障害者総合支援法

障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的とした法律である。平成25（2013）年4月1日に、障害者自立支援法から名称が変更され、基本理念の創設や障がい者の範囲が拡大された。平成26（2014）年4月1日に、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。

自立支援医療

障がいに係る公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則1割とする公費負担医療制度。

精神保健福祉士

精神保健福祉士法に基づく国家資格で、精神障がい者の社会復帰に関する相談援助などを行うソーシャルワーカーのこと。精神保健福祉士の義務として、誠実義務や他職種との連携、資質向上の責務などが定められている。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、意思能力がない又は判断能力が不十分な人のために、金銭や身の回りの管理や保護に関する契約などの法律行為全般を行うための制度である。

相談支援事業所

相談支援専門員が障がいのある人やその家族から相談を受け、様々な情報の提供や助言及び福祉サービスを受けるための手続きなどのサポートを行う。

た行

地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会。

地域自立支援協議会

障がい者の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織。主な役割としては、障害福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障がい者一人ひとりの具体的な支援策の検討等。

地域生活支援拠点

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」の備え、入所施設や精神科病院からの地域移行等を推進するために、障がいのある人を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的とした仕組み。

地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の発達障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。平成19年の学校教育法改正前は、盲学校、ろう学校及び養護学校だった。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

な行

難病

難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。

このうち、当該難病の患者数が国内において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること、その他厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。

日常生活自立支援事業

障がいのある人や高齢者など、判断能力が十分でない人の日常的な金銭の管理や書類の預かりなどを本人との契約に基づいて支援する事業で、本人に契約能力があることが必要。

日常生活用具

障がいのある人が日常生活をしていく上で、その障がいを軽減し、自立した生活を支援・実現するための用具のこと。重度の障がいのある人に、障がいの内容に応じて、日常生活用具の給付を行っている。

ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

は行

発達障害

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障がいの対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などが含まれる。

バリアフリー

障がい者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）となるものを除去すること。

ピアカウンセリング

同じ背景を持つ仲間（ピア）同士が対等な立場で悩みや不安を話し、共感的に聞き合いながら、解決策を見出していくこと。

ピアサポート

障がいのある人が地域での生活になじむことができるよう、同じような立場の人による様々なアドバイスをを行い、必要な支援を行うこと。

避難行動要支援者

障がい者等の防災施策において配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられた。

福祉的就労

障がい者の就労形態の一つ。各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

福祉避難所

市町村が、災害時に、自宅や避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設などが指定される。

ま行

民生委員児童委員

厚生労働大臣から委嘱され地域で福祉の相談助言活動に従事している方。各地域に配置され、地域に居住する子育てに悩んでいる人、高齢者・障がい者等の福祉に関する様々な相談に応じ、福祉事務所や児童相談所等の各種関係機関への橋渡し等必要な支援活動を行っている。

や行

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイスによって提唱された概念。

要約筆記

難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。

ら行

ライフステージ

人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。

リハビリテーション

自己・疾病等により障がいを受けた人や、長期療養者を対象にして行う、機能回復と社会復帰のための、総合的な療法・指導・訓練。

療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある方などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

療育手帳

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。

神栖市障がい者プラン

第7期 障害者計画
第7期 障害福祉計画
第3期 障害児福祉計画

令和6年3月

発行 神栖市

企画・編集 神栖市 福祉部 障がい福祉課

〒314-0121 茨城県神栖市溝口1746番地1

TEL. 0299-90-1137(直通)

FAX. 0299-77-5844

E-mail. sh-fukushi@city.kamis. ibaraki.jp